

# 第 3 部

## 資 料

# 1 環境関連法律・条例一覧

※ 各法律・条例については、福岡県の環境ホームページ「ふくおか環境ひろば」  
 (URL: <http://www.pref.fukuoka.lg.jp/kanky/hiroba1.html>) で検索することができます。

## 【環境一般】

環境基本法	環境の保全について基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境基準や原因者負担の原則など環境施策の基準となる枠組みを定めている。
環境影響評価法	規模が大きく、環境に著しい影響を及ぼすおそれがある事業を実施するに当たって事業者が環境の保全について適正な配慮を行うことを確保するため、環境影響評価が適切かつ円滑に行われるための手続等について定めている。
特定工場における公害防止組織の整備に関する法律	ばい煙、汚水、騒音、粉じん、振動及びダイオキシン類の発生施設が設置されている工場(特定工場)における公害の防止を目的とした組織(公害防止管理者の配置等)の整備を図るための手続等について定めている。
国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 [グリーン購入法]	国、独立行政法人等及び地方公共団体による環境物品等の調達の推進、環境物品等に関する情報の提供その他の環境物品等への需要の転換を促進するために必要な事項を定め、併せて事業者の環境保全に向けた事業活動を促進すること等について定めている。
国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律 [環境配慮契約法]	国全体の温室効果ガスの排出量削減に向けて、政府が率先的に目標を達成するため、庁舎で使用する電気の購入や庁舎の改修事業等について、環境負荷の配慮等を適切に評価した上で契約先を選定すること等について定めている。
環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律 [環境教育等促進法]	持続可能な社会の構築のため、環境保全活動及び環境教育の実施に当たり重視すべき基本的な考え方、学校・地域・職場等の様々な場における環境教育の推進方策や人材育成、拠点整備のための施策等について定めている。
環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律 [環境配慮促進法]	事業活動等に係る環境配慮等の状況に関する情報の提供及び利用等に関し、国等の責務を明らかにするとともに、特定事業者による環境報告書の作成及び公表について定めている。
福岡県環境影響評価条例	環境影響評価法の対象規模に満たない事業や同法が対象としない事業種であって、一定規模以上のものについて、事業者が環境の保全について適正な配慮を行うことを確保するため、環境影響評価が適切かつ円滑に行われるための手続等について定めている。
福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例	公害対策に加え、県民の生活環境の保全を図る観点から「福岡県公害防止条例」の全部を改正し、特定施設に係る各種規制に加え、地下水保全に係る措置、水質事故時の措置のほか、日常生活等に起因する生活環境保全上の配慮事項等を定めている。
その他:○人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律 等	

## 【地球環境】

地球温暖化対策の推進に関する法律	我が国の地球温暖化対策の推進を図るため、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにし、地球温暖化対策に関する基本方針を定めること等、取組を促進する法的な枠組みを定めている。国及び地方公共団体には、実行計画の策定と実施状況の公表を義務付けている。
特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律	国際的な協力の下、オゾン層を確保するため、オゾン層を破壊する物質(特定物質)の製造・排出の規制及び使用の合理化(抑制及び代替物質の利用の促進)に関する措置について定めている。
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律 [フロン排出抑制法]	オゾン層の保護及び地球温暖化防止の重要性に鑑み、オゾン層を破壊し地球温暖化に多大な影響をもたらすフロン類の大気中への排出を抑制するため、フロン類の管理の適正化に関する指針やフロン類を使用した機器の管理者等の責務等を定めている。
気候変動適応法	気候変動適応を推進するため、国、地方公共団体、事業者及び国民が担うべき役割を明らかにするとともに、気候変動適応に関する計画の策定、情報基盤の整備等について定めている。
その他:○都市の低炭素化の促進に関する法律[エコまち法] 等	

## 【大気汚染】

大気汚染防止法	大気の汚染による国民の健康や生活環境の被害を防止するため、工場等から発生するばい煙、揮発性有機化合物(VOC)、粉じん及び水銀等の排出規制や、建物等の解体等の作業に伴うアスベストの飛散防止対策実施の義務について定めている。
特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律 [オフロード法]	特定特殊自動車からの排出ガスを抑制するため、技術上の基準や使用の方法を定めている。
その他:○自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法 等	

### 【アスベスト】

石綿による健康被害の救済に関する法律	石綿による健康被害の特殊性に鑑み、石綿による健康被害等の救済について定めている。
その他：○大気汚染防止法 ○廃棄物処理法 ○建築基準法 ○労働安全衛生法 等	

### 【水質汚濁】

水質汚濁防止法	公共用水域及び地下水の水質の汚濁を防止するため、工場等から公共用水域に排出される排水や同排水の地下浸透について規制するとともに、生活排水対策を推進するための枠組みについて定めている。
瀬戸内海環境保全特別措置法	瀬戸内海の環境の保全を図るため、環境保全上有効な施策を推進するための計画の策定や特定施設の設置の規制、富栄養化による被害の発生防止、自然海浜の保全等について定めている。
有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律	有明海などの再生を図るため、海域の特性に応じた環境保全並びに漁業の振興に関し、実施すべき施策に関する計画の策定やその実施を促進する特別の措置等について定めている。
水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づく排水基準を定める条例	水質汚濁防止法に基づき、同法排水基準について、県独自の上乗せ基準を定めている。
その他：○特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法 ○水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律 ○海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律 ○下水道法 ○河川法 ○湖沼水質保全特別措置法 等	

### 【土壌汚染】

土壌汚染対策法	土壌汚染対策を実施するため、土壌汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康被害の防止に関する措置等について定めている。
農用地の土壌の汚染防止等に関する法律	農用地の土壌の汚染の防止及び除去並びにその汚染に係る農用地の利用の合理化を図るため、カドミウム、銅及びヒ素等の特定有害物質としての指定、汚染対策地域の指定、都道府県知事による汚染対策計画の策定及び常時監視等、農用地土壌汚染対策の措置を講じるための枠組みについて定めている。

### 【化学物質】

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律 〔化学物質排出把握管理促進法〕	事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、化学物質による環境保全上の支障を未然に防止するため、事業者による特定の化学物質の排出量等の把握及び国への届出並びに同化学物質の性状及び取扱いに関する情報の提供等の仕組みについて定めている。
化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律	難分解性の性状を有し、かつ、人の健康を損なうおそれがある化学物質による環境の汚染を防止するため、新規の化学物質の製造又は輸入に際し事前にその化学物質の性状を審査する制度を設けるとともに、その化学物質の有する性状等に応じ、製造、輸入、使用等に必要規制を行うことについて定めている。
ダイオキシン類対策特別措置法	ダイオキシン類による環境の汚染の防止及びその除去等を行うため、ダイオキシン類発生施設の届出や自主測定の義務付け、排出基準の設定、汚染状況の調査、対策地域の指定、汚染土壌に係る措置等、ダイオキシン類対策を総合的に推進するための仕組みについて定めている。

### 【騒音・振動】

騒音規制法	工場等における事業活動及び建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる騒音について必要な規制を定めている。
振動規制法	工場等における事業活動及び建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる振動について必要な規制を定めている。
騒音防止条例	カラオケ、拡声器等の営業騒音を規制し社会生活の静穏を保つため、各ケースに応じた音量基準の設定や商業宣伝を行う者及び飲食店営業者等の遵守事項等について定めている。

### 【悪臭】

悪臭防止法	工場等における事業活動に伴って発生する悪臭について必要な規制を行うとともに、規制地域を指定するなど悪臭防止対策の枠組みについて定めている。
-------	---

### 【地盤沈下】

○建築物用地下水の採取の規制に関する法律 ○工業用水法 等	
-------------------------------	--

【廃棄物・リサイクル】

循環型社会形成推進基本法 〔循環型社会基本法〕	循環型社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境基本法の基本理念にのっとり循環型社会の形成について基本原則を定めるとともに、基本計画の策定その他循環型社会の形成に関する施策の基本となる事項を定めている。
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 〔廃棄物処理法〕	廃棄物の排出の抑制及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理、並びに生活環境の保全を目的とし、事業者等に対する規制を中心に、廃棄物の処理に関する施策を総合的に推進するための仕組みについて定めている。
資源の有効な利用の促進に関する法律 〔資源有効利用促進法〕	使用済物品や副産物の発生の抑制並びに再生資源等の利用の促進を図るため、再生可能資源を扱う特定資源事業者の計画作成の義務付け及び国による指導・勧告等施策の推進に必要な事項について定めている。
容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律 〔容器包装リサイクル法〕	容器包装廃棄物のリサイクルを促進するための仕組みについて定めたもので、消費者には分別排出やリサイクル商品の使用を、市町村には分別排出された廃棄物の分別収集の実施を、事業者には分別収集された廃棄物のリサイクルを各々の役割として定めている。
特定家庭用機器再商品化法 〔家電リサイクル法〕	特定家電製品(テレビ・冷蔵庫・冷凍庫・エアコン・洗濯機・衣類乾燥機)の適正な処理と資源の有効な利用を確保するため、同廃棄物について小売業者による収集及び運搬、製造業者等による再商品化の義務付け等、施策を推進するための仕組みについて定めている。
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 〔建設リサイクル法〕	建設資材廃棄物の発生抑制及び同廃棄物の再資源化による資源の有効利用を促進するため、対象建設工事の届出の義務付けや解体工事業者の登録制度の導入等、建設資材の分別解体等及び再資源化等を促進するための施策について定めている。
食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律 〔食品リサイクル法〕	食品に係る資源の有効な利用の確保及び食品に係る廃棄物の排出の抑制を促進するため、食品循環資源の再生利用並びに食品廃棄物等の発生の抑制に関し基本的な事項を定めるとともに、再生利用事業者の登録制度を設ける等、食品関連事業者による食品循環資源の再生利用を促進するための措置について定めている。
使用済自動車の再資源化等に関する法律 〔自動車リサイクル法〕	使用済自動車に係る廃棄物の減量及び再生資源並びに再生部品の利用を通じ、同廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保等を図るため、自動車製造業者等による使用済自動車の引き取り及び引き渡し並びに再資源化等を適正かつ円滑に実施するために必要な事項を定めている。
使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律 〔小型家電リサイクル法〕	廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保の観点から、使用済小型電子機器等の再資源化を行おうとする者が再資源化事業計画を作成し、主務大臣の認定を受けることで、廃棄物処理業の許可を不要とすること等を通じ、広域的かつ効率的な使用済小型電子機器等の再資源化を促進する。
食品ロスの削減の推進に関する法律 〔食品ロス削減推進法〕	食品ロスの削減を推進するため、国、地方公共団体、事業者及び消費者の責務を明らかにするとともに、基本方針の策定その他食品ロスの削減に関する施策の基本となる事項を定めている。
浄化槽法	浄化槽の製造、施工、保守点検、清掃などについて、技術上の基準や浄化槽関係の事業に従事する関係業者の責任の明確化・資格制度を定めたほか、浄化槽の正しい使用や、水質検査業務についても規定されている。
ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法 〔PCB特別措置法〕	長期にわたり処分されていない状況にあるポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処分を推進するため、国及び都道府県等に処理計画の策定を義務付けるとともに、事業者に対し保管及び処分の状況の届出と一定期間内の処分を義務付けるなど、施策の推進に必要な事項について定めている。
特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法	過去(廃棄物処理法の平成9年改正法施行前)に不適正に処理された産業廃棄物に起因する支障の除去等を計画的にかつ着実に推進するために一定の期間、都道府県等が自ら支障の除去等の事業を行う場合に必要経費について、国庫補助及び地方債の起債特例の特別な措置を講ずることを定めている。
美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律 〔海岸漂着物処理推進法〕	海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するため、基本理念を定め、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、政府による基本方針の策定その他の海岸漂着物対策を推進するために必要な事項を定めている。
福岡県産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例 〔紛争予防条例〕	産業廃棄物処理施設の設置に係る設置者と地域住民との間の紛争を予防し、同施設の適正な設置計画の決定に資するため、紛争の予防に関する手続や紛争のあっせんなどについて定めている。
福岡県使用済自動車等の適正な保管の確保に関する条例	使用済みの自動車及びタイヤ等の適正な保管を確保し、良好な生活環境を保全するため、多量保管の届出の義務付けや保管基準等、使用済自動車等の適正な保管を確保するために必要な事項を定めている。
福岡県ごみ散乱防止条例	街の美観の保持及び快適な県民生活を確保するため、たばこの吸い殻や空き缶等のごみの散乱防止に向けた啓発、環境美化の日の設定及びごみ散乱防止協力協定の締結等について定めている。
福岡県浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例	浄化槽の保守点検を業とする者について登録制度を設けることにより、浄化槽の適正な管理を図っている。
福岡県産業廃棄物の不適正処理の防止に関する条例	環境への負担の低減及び生活環境の保全に資することを目的として、産業廃棄物の不適正処理の防止に関する措置その他必要な事項を定めている。
福岡県産業廃棄物税条例	市場メカニズムにより産業廃棄物の排出抑制、再生利用等を促進すること及び取税による循環型社会実現に向けた施策を行うことを目的とする。
福岡県産業廃棄物税基金条例	産業廃棄物取税の使途を明確にするための基金を設置する。
その他:○家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律 等	



## 【自然環境】

生物多様性基本法	生物多様性の保全と持続可能な利用に関する施策を推進することにより、自然と共生する社会を実現することを目的としている。基本原則及び国、地方公共団体、事業者、国民等の責務を定めている。
地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律 〔生物多様性地域連携促進法〕	市町村、地域住民、NPO等の多様な主体が連携して行う生物多様性保全活動を促進するための枠組みを定めている。
遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律 〔カルタヘナ法〕	国際的に協力して生物の多様性の保全及び持続的な利用を図るため、遺伝子組換え技術を用いた生物の使用等の規制に関して必要な措置について定めている。
絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律 〔種の保存法〕	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存を図るため、野生動植物に係る捕獲、譲渡、輸入等の制限や禁止など、保護施策を推進するための仕組みについて定めている。
特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律 〔外来生物法〕	特定外来生物による生態系、人の生命若しくは身体又は農林水産業に係る被害を防止するため、特定外来生物の飼養、輸入等に係る規制や野外等に存する特定外来生物の防除等の措置について定めている。
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	鳥獣の保護及び鳥獣による農林水産業や生態系に係る被害の防止を図るため、鳥獣保護管理事業計画の策定や狩猟免許制度など、鳥獣の保護、管理、狩猟の適正化を推進するための施策について定めている。
自然環境保全法	自然環境を保全することが特に必要な区域等の自然環境の適正な保全を総合的に推進するため、自然環境保全地域等の指定や当該地での行為の制限など必要な措置について定めている。
自然公園法	すぐれた自然の風景地を保護するとともにその利用の増進を図るため、国立及び国定公園の指定や当該地での行為の制限など必要な措置について定めている。
自然再生推進法	自然再生に関する施策を総合的に推進し、生物多様性の確保を通じて自然と共生する社会の実現を図るため、自然再生の基本理念、実施者の責務、その他推進に必要な事項を定めている。
エコツーリズム推進法	エコツーリズムを通じて、自然環境を保全し、後世に伝えていくことをはじめとして、国民の健やかで文化的な生活を実現していくことを目的として、地域で取り組むエコツーリズムに関する総合的な枠組みを定めている。
温泉法	温泉に係る土地掘削や利用等に係る許可制度や温泉源保護のための都道府県知事の採取制限命令等、温泉の保護やその利用の適正を図るための仕組み等について定めている。
福岡県環境保全に関する条例	環境の保全について基本となる事項や自然環境保全基本方針の策定の義務付け等を定めるとともに、自然環境を保全することが特に必要な地域の指定及び一般地域における一定規模以上の開発行為の規制について規定している。
福岡県自然海浜保全地区条例	自然海浜の保全及び適正な利用を図るため、自然海浜保全地区の指定及び同地区内の各種行為の届出等に関し必要な事項を定めている。
福岡県立自然公園条例	県内のすぐれた自然の風景地を保護するとともにその利用の増進を図るため、福岡県立自然公園の指定、保護、利用等について定めている。

## 【立地規制】

工場立地法	工場立地が環境の保全を図りつつ適正に行われるようにするため、工場敷地面積に対し一定比率の緑地等の配置を義務付けるなど、工場の立地に係る公害の防止を図るための措置について定めている。
その他：○国土利用計画法 ○都市計画法 ○建築基準法 等	

## 【費用負担・助成】

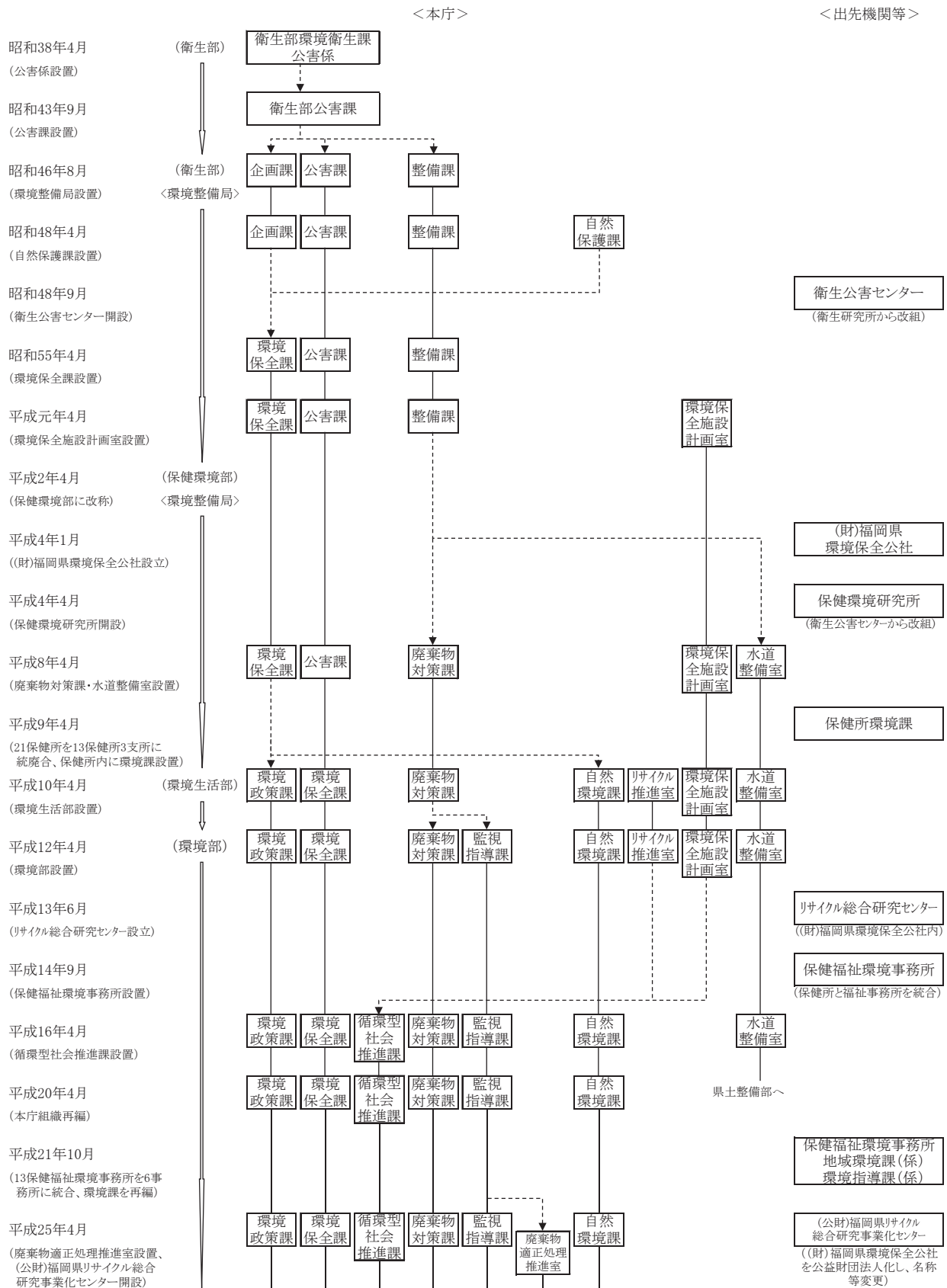
公害防止事業費事業者負担法	事業者が事業活動による公害を防止するために実施する公害防止事業について、その費用を事業者が負担する旨規定するとともに、公害防止事業の範囲、負担する費用の範囲や額など、制度運用に必要な事項について定めている。
その他：○公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律	

## 【紛争処理・被害救済】

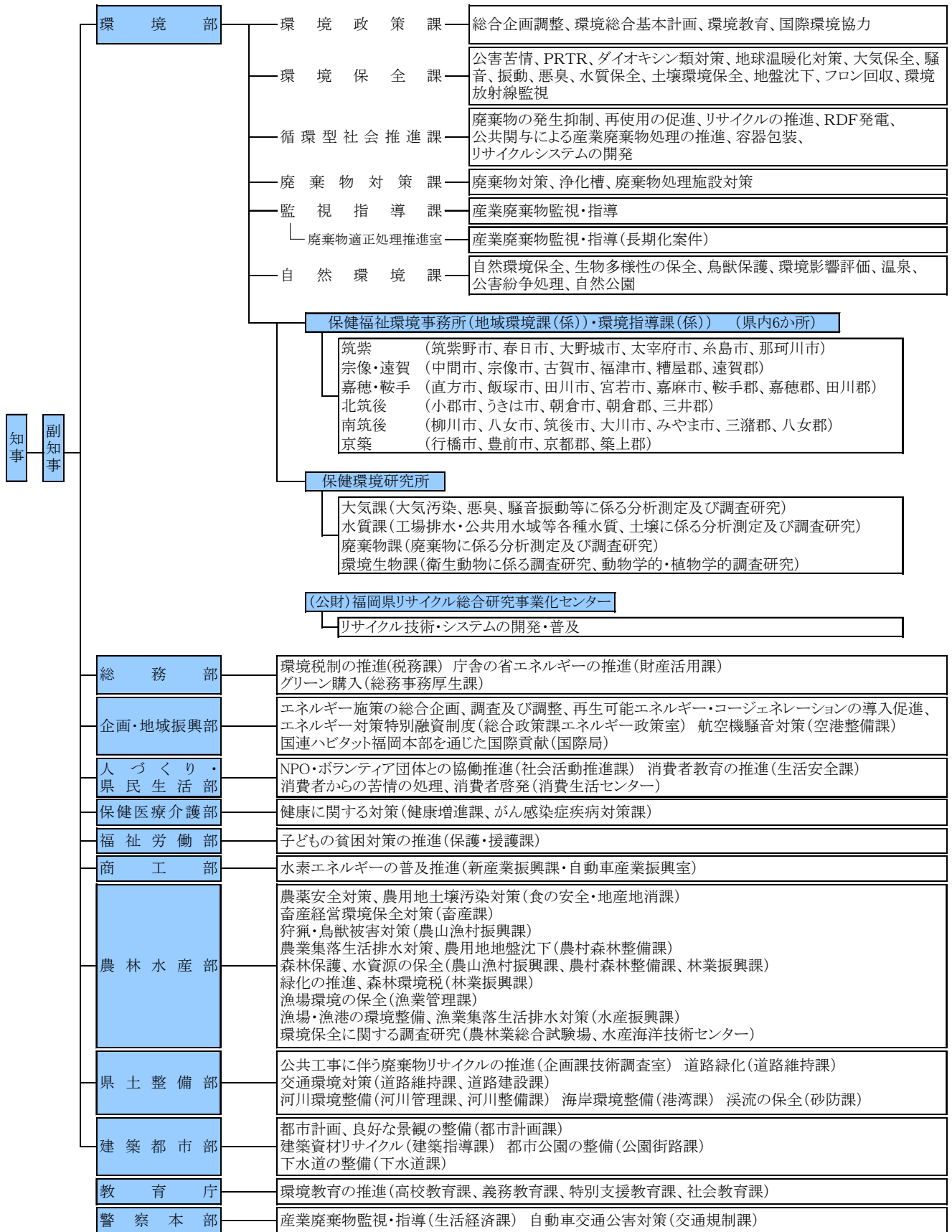
公害紛争処理法	公害に係る紛争を円滑に処理するため、あっせん、調停、仲裁及び裁定の制度等、紛争処理を進めるための手続について定めている。
福岡県公害紛争処理条例	公害紛争処理法に基づき、審査会の設置、紛争処理に係る費用負担の在り方等、公害に係る紛争の処理に関し必要な事項を定めている。
その他：○公害健康被害の補償等に関する法律 ○鉱業法 等	

## 2 環境行政の推進体制

### (1) 環境行政組織の変遷



(2) 環境行政組織図



(3) 庁内横断環境行政組織

ア 福岡県環境対策協議会

会 長	副知事(環境部担当)		
委 員	総務部長	企画・地域振興部長	人づくり・県民生活部長
	保健医療介護部長	福祉労働部長	環境部長
	商工部長	農林水産部長	県土整備部長
	建築都市部長	教育長	

<各部会>

(令和元年11月1日現在)

部	幹 事	環境政策部会	環境保全実行計画推進部会	水環境部会	廃棄物部会	リサイクル部会	自然環境部会	環境教育部会
総 務 部	行政経営企画課長	○	○					
	財産活用課長		○					
	総務事務厚生課長		○			○		
企画・地域振興部	総合政策課長	○	○				○	
	広域地域振興課長						○	○
	市町村支援課長			○				
人づくり・県民生活部	空港対策局空港整備課長						○	
	社会活動推進課長	○	○		○		○	○
	生活安全課長			○				○
保健医療介護部	私学振興・青少年育成局青少年育成課長							○
	保健医療介護総務課長	○	○	○				○
	健康増進課長			○				
	生活衛生課長			○				
福祉労働部	薬務課長			○				
	保健環境研究所長			○				
環 境 部	福祉総務課長	○	○					
	環境政策課長	◎	◎	○	○	○	○	◎
	環境保全課長		◎	◎	○	○	○	○
	循環型社会推進課長				○	◎		○
	廃棄物対策課長			○	◎	○		○
	監視指導課長			○	○			
	監視指導課廃棄物適正処理推進室長			○	○			
商 工 部	自然環境課長			○	○		◎	○
	商工政策課長	○	○					○
	中小企業技術振興課					○		
農 林 水 産 部	工業保安課長						○	
	農林水産政策課長	○	○				○	○
	農山漁村振興課長				○	○		○
	食の安全・地産地消課長			○		○		○
	水田農業振興課長				○			
	経営技術支援課長				○	○		
	畜産課長			○		○		
	農村森林整備課長			○		○		
	林業振興課長			○	○	○		○
県 土 整 備 部	水産局漁業管理課長			○	○	○		○
	水産局水産振興課長			○	○	○		○
	県土整備総務課長	○	○		○			
	企画課長					○		
	企画課技術調査室長							
	道路維持課長				○			○
	河川管理課長			○	○			○
	河川整備課長			○	○			○
建 築 都 市 部	港湾課長			○	○			○
	水資源対策課長			○				
	水資源対策課水道整備室長			○				
	建築都市総務課長	○	○		○		○	
	建築指導課長			○		○		
	公園街路課長				○			
会 計 管 理 局	下水道課長			○				
	県営住宅課長			○	○	○		
企 業 局	當舖設備課長				○	○		
教 育 庁	会計管理局 会計課長		○					
	企業局 管理課長	○	○					
	議会事務局 総務課長		○					
	教育総務部財務課長	○	○					○
	教育総務部施設課長					○		
	教育総務部文化財保護課長						○	
	教育振興部高校教育課長							○
教育振興部義務教育課長							○	
教育振興部特別支援教育課長							○	
教育振興部社会教育課長						○	○	
人事委員会事務局	任用課長		○					
監査委員事務局	総務課長		○					
警 察 本 部	総務部総務課長		○					
労働委員会事務局	調整課長		○					
構成する幹事数		12	21	26	23	19	14	25

◎は部会の庶務を処理する課又は室

イ 地球温暖化対策実施連絡調整会議

議 長	環境部次長			
構 成 員	総務部行政経営企画課長	企画・地域振興部総合政策課長	企画・地域振興部エネルギー政策室長	人づくり・県民生活部社会活動推進課長
	保健医療介護部保健医療介護総務課長	福祉労働部福祉総務課長	環境部環境政策課長	環境部環境保全課長
	商工部商工政策課長	農林水産部農林水産政策課長	農林水産部農山漁村振興課長	県土整備部企画課長
	建築都市部建築都市総務課長	企業局管理課長	教育庁教育総務部財務課長	警察本部総務部総務課長



## (4) 附属機関等

名 称	設置年月	内 容	構 成 等
福岡県環境審議会	平成 6. 8	環境に関する基本的事項及び自然環境の保全に関する重要事項の調査審議	学識経験者、関係行政機関職員等36名
福岡県公害審査会	昭和46. 1	公害に関する紛争解決のため、あつせん、調停及び仲裁を行う	委員は、議会の同意を得て知事が任命。15名
福岡県公害専門委員	昭和44. 4	地方自治法第174条の規定に基づく公害の技術的事項に関する助言、指導	学識経験者に委嘱10名
福岡県環境影響評価専門委員	平成 4. 11	環境影響評価に関して専門的な見地から意見を述べる地方自治法第174条の規定に基づく専門委員	学識経験者15名
福岡県産業廃棄物審議会	平成 3. 1	産業廃棄物の処理に関する重要な事項等について調査審議する	学識経験者5名
福岡県環境対策協議会	昭和48. 4	庁内協議機関として、環境対策の重要事項に関し、総合調査を行う	前ページの表参照。環境政策部会等7部会を設置
福岡県産業廃棄物広域処理推進協議会	平成元. 11	福岡県廃棄物処理計画に基づき、産業廃棄物の広域的処理体系を早期に確立する	県知事が会長、市長会及び町村会の各会長が副会長。各市町村長で組織。県内4地区推進協議会を設置
福岡県廃棄物不法処理防止連絡協議会	平成 6. 3	廃棄物の不法処理防止に関する情報交換、監視及び環境保全活動を行う	県、県警、市町村、業界団体等10名 県内9地域連絡協議会を設置
福岡県環境県民会議	平成 8. 2	県民、事業者及び行政が一体となって、福岡県の望ましい環境を創出し、地域における環境への取組を通じて地球環境の保全に貢献するため、取り組むべき方策を検討し、その対策の推進を図ることを目的とする	県民団体、事業者団体、行政機関 36名
福岡県省エネルギー推進会議	平成22. 7	事業所における省エネルギーの取組を推進し地球温暖化防止と企業振興に貢献することを目的とする	民間企業、事業者団体、行政機関等 25団体
福岡県食品ロス削減推進協議会	平成28. 6	製造・流通・小売・消費の各段階で発生する食品ロスの削減を推進するため、県民・事業者・関係団体及び行政が一体となって、県民運動に取り組む	学識経験者、食品関係事業者団体、消費者団体、行政機関等 45名
福岡県気候変動適応推進協議会	令和元. 9	気候変動の影響や適応策について情報を共有するとともに、气象台や専門家からの助言を得て、県内における気候変動の推進を図るための協議会を開催する。	専門家、国立環境研究所、福岡管区气象台、県研究機関、県関係部局、政令指定都市、中核市

## (5) 附属機関等委員名簿

## ア 福岡県環境審議会（環境基本法第43条、平成6年8月設置）

令和元年11月8日現在

氏名	職名	任命期間
浅野直人	福岡大学名誉教授	31.1.24～3.1.23
穴井謙	福岡大学工学部建築学科教授	31.1.24～3.1.23
池山喜美子	(公社)全国消費生活相談員協会九州支部副支部長	31.1.24～3.1.23
糸井龍一	九州大学名誉教授	31.1.24～3.1.23
伊藤洋	北九州市立大学国際環境工学部教授	31.1.24～3.1.23
井上眞理	九州大学名誉教授	31.1.24～3.1.23
井上善博	原鶴温泉旅館協同組合組合長	31.1.24～3.1.23
岩熊志保	まほろば自然学校代表	31.1.24～3.1.23
岩田睦博	(一社)福岡県猟友会事務局長	31.1.24～3.1.23
江頭祥一	福岡県議会議員	1.7.5～3.1.23
大塚勝利	福岡県議会議員	1.7.5～3.1.23
門上希和夫	北九州市立大学環境技術研究所特命教授	31.1.24～3.1.23
川崎実	日本野鳥の会北九州支部長	31.1.24～3.1.23
河邊政恵	福岡経済同友会会員	31.1.24～3.1.23
木下幸子	福岡県地域婦人会連絡協議会会長	31.1.24～3.1.23
酒井美和子	大刀洗町立大堰小学校校長	31.1.24～3.1.23
阪口由美	西日本新聞社社会部次長	31.1.24～3.1.23
佐藤しのぶ	九州工業大学大学院工学研究院准教授	31.1.24～3.1.23
高取千佳	九州大学大学院芸術工学研究院准教授	1.11.1～3.1.23
田中昭代	九州大学大学院医学研究院講師	31.1.24～3.1.23
田中久也	福岡県議会議員	31.1.24～3.1.23
對馬靖浩	第七管区海上保安本部警備救難部長	1.5.28～3.1.23
辻真弓	産業医科大学医学部衛生学教授	31.1.24～3.1.23
堤かなめ	福岡県議会議員	1.11.8～3.1.23
堂菌俊多	九州地方整備局企画部長	1.10.30～3.1.23
馬場稔	元 北九州市立自然史・歴史博物館学芸員	31.1.24～3.1.23
久留百合子	(株)ビスネット代表取締役	31.1.24～3.1.23
廣田明	九州農政局生産部長	1.6.27～3.1.23
柳生勇	九州経済産業局資源エネルギー環境部長	31.1.24～3.1.23
柳瀬龍二	福岡大学環境保全センター教授兼センター長	31.1.24～3.1.23
山崎惟義	福岡大学名誉教授	31.1.24～3.1.23
山本耕一	福岡県議会議員	1.7.5～3.1.23
吉野隆二郎	弁護士	31.1.24～3.1.23
笠和彦	福岡県議会議員	1.7.5～3.1.23
渡邊公一郎	九州大学大学院工学研究院教授	31.1.24～3.1.23
渡邊須美子	J A福岡県女性協議会副会長	1.8.9～3.1.23

イ 福岡県公害審査会（公害紛争処理法第13条、昭和46年1月設置）

令和元年11月1日現在

氏 名	職 名	任 命 期 間
穴 井 謙	福岡大学工学部教授	31. 1. 14 ~ 4. 1. 13
伊 藤 巧 示	弁護士	〃
伊 藤 洋	北九州市立大学国際環境工学部教授	〃
久 場 隆 広	九州大学大学院工学研究院教授	〃
佐 藤 薫	公益社団法人福岡県医師会理事	〃
杉 原 裕 司	九州大学大学院総合理工学研究院教授	〃
高 田 正 幸	九州大学大学院芸術工学研究院准教授	〃
田 中 昭 代	九州大学大学院医学研究院講師	〃
處 愛 美	公益社団法人福岡県獣医師会理事	〃
富 田 未 紀	公益社団法人福岡県薬剤師会常務理事	〃
畑 中 久 彌	福岡大学法学部教授	〃
馬 渡 桜 子	弁護士	〃
柳 橋 泰 生	福岡大学工学部教授	〃
山 本 英 彦	公益社団法人福岡県医師会理事	〃
吉 田 奈津子	弁護士	〃

ウ 福岡県産業廃棄物審議会（福岡県産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例第24条、平成3年1月設置）

令和元年11月1日現在

氏 名	職 名	任 命 期 間
大 石 京 子	元佐賀大学客員研究員	31. 1. 29~3. 1. 28
田 口 幸 洋	福岡大学理学部地球圏科学科教授	〃
田 中 綾 子	福岡大学大学院工学研究科教授	〃
樋 口 壯太郎	福岡大学大学院工学研究科教授	〃
藤 本 一 壽	九州大学名誉教授	〃

工 福岡県公害専門委員

令和元年11月1日現在

氏 名	職 名	任 命 期 間
嵐 谷 奎 一	産業医科大学名誉教授	1. 5.22 ~ 3. 5.21
池 田 浩 人	福岡大学薬学部准教授	〃
井 上 尚 英	九州大学名誉教授	〃
岩 本 眞 二	(一財)日本環境衛生センター西日本支局 技術調査役	〃
鵜 野 伊津志	九州大学大学院総合理工学府教授	〃
楠 田 哲 也	九州大学高等研究院特別顧問・名誉教授	〃
笹 木 圭 子	九州大学大学院工学研究院教授	〃
広 城 吉 成	九州大学大学院工学研究院准教授	〃
松 藤 康 司	福岡大学名誉教授	〃
渡 邊 公一郎	九州大学大学院工学研究院教授	〃

才 福岡県環境影響評価専門委員

令和元年11月1日現在

氏 名	職 名	委 嘱 期 間
浅 野 直 人	福岡大学名誉教授	1. 6. 1 ~ 3. 5.31
内 田 孝 紀	九州大学応用力学研究所准教授	〃
大 嶋 雄 治	九州大学大学院農学研究院教授	〃
鬼 倉 徳 雄	九州大学大学院農学研究院准教授	〃
尾 本 章	九州大学大学院芸術工学研究院教授	〃
柴 田 久	福岡大学工学部教授	〃
鈴 木 慎 也	福岡大学工学部准教授	〃
清 野 聡 子	九州大学大学院工学研究院准教授	〃
武 石 全 慈	北九州市立自然史・歴史博物館名誉館員	〃
馬 場 稔	北九州市立自然史・歴史博物館名誉館員	〃
廣 渡 俊 哉	九州大学大学院農学研究院教授	〃
真 鍋 徹	北九州市立自然史・歴史博物館自然史課長	〃
三 谷 泰 浩	九州大学大学院工学研究院教授	〃
皆 川 朋 子	熊本大学大学院先端科学研究部准教授	〃
山 城 賢	九州大学大学院工学研究院准教授	〃



構 成 団 体	委 員		区 分
	職 名	氏 名	
福岡県子ども会育成連合会	会長	原 田 正 文	県民団体
福岡県青少年団体連絡協議会	委員長	秋 吉 幸 二	
(公社)福岡県青少年育成県民会議	会長	長 井 政 典	
福岡県地域婦人会連絡協議会	会長	木 下 幸 子	
(公社)福岡県老人クラブ連合会	女性委員会 委員	鹿 児 嶋 トシ子	
(公社)福岡県保育協会	専務理事兼事務局長	鶴 弘 之	
福岡県私学協会	会長	八 尋 太 郎	
日本労働組合総連合会福岡県連合会	組織・労働条件局長	山 口 朋 宏	
福岡県生活協同組合連合会	会員生協 理事長	三 原 幸 子	
(社福)福岡県社会福祉協議会	常務理事	高 橋 敬	
(公財)福岡県地区衛生連合会	理事長	繁 永 五 郎	
(公財)日本野鳥の会福岡支部	幹事	山 本 勝	
(特活)はかた夢松原の会	理事長	磯 谷 慶 子	
(特活)ふくおか環境カウンセラー協会	理事長	依 田 浩 敏	
福岡県商工会議所連合会	事務局長	猪 野 猛	事業者団体
福岡県中小企業団体中央会	専務理事	吉 岡 秀 樹	
福岡県商工会連合会	専務理事	今 村 修 二	
(一社)九州経済連合会	産業振興部長	田 村 忠 広	
福岡経済同友会	事務局長	縄 田 真 澄	
九州百貨店協会	事務局長	菅 原 良 三	
九州地区スーパーマーケット協会連合会	事務局長	後 藤 邦 彦	
(一社)福岡県バス協会	専務理事	中川原 達 也	
(公社)福岡県トラック協会	常務理事	北 里 弘 春	
(一社)福岡県自動車整備振興会	専務理事	栗 山 繁 敏	
(一社)福岡県建設業協会	理事長	黒 木 篤	
(公社)福岡県産業資源循環協会	専務理事	大 野 一 郎	
福岡県農業協同組合中央会	常務理事	松 下 克 弘	
福岡県森林組合連合会	代表理事専務	梶 原 秀 康	
福岡県漁業協同組合連合会	代表理事会長	佐 藤 政 俊	
(公社)福岡県造園協会	理事長	木 下 浩 市	
福岡県市長会	事務局長	神 谷 龍 治	行政機関
福岡県町村会	事務局長	松 永 智 幸	
北九州市	総務政策部長	中 川 正 則	
福岡市	環境政策部長	田 川 修	
福岡県教育委員会	教育振興部長	上 田 哲 子	
福岡県	環境部長	吉 留 総	

キ 自然公園指導員

令和元年11月1日現在

氏名	所属団体	氏名	所属団体
加藤 博史	筑豊山の会	中原 憲幸	
植田 秀昭	田川山の会OB会	西 久	
上野 義照		西尾 豊行	
内田 益充		江越 利夫	
浦野 輝明		中根 慶	
辛島 富生	福岡県山岳連盟 しんつくし山岳会	早田 利光	門司勤労者山岳会
音成 道彦	福岡県キャンプ協会	太田 幹人	久留米山岳会
梶原 光春		中山 美緒	久留米山岳会
菊澤 眞一郎	福岡県山岳連盟	佐々木 公隆	日本自然保護協会 日本鱗翅学会
清永 信光	しんつくし山岳会	平野 照実	福岡グリーンヘルパーの会 糸島植物友の会
小泉 武夫	福岡山の会	二上 秀昭	日本山岳ガイド協会
後藤 文嗣	日本野鳥の会 日本自然科学写真協会	宮原 克久	日本野鳥の会 日本自然保護協会
西井田 光広		牧野 均	北九州植物友の会
佐々木 公裕	西日本の山に登る会	山中 秀正	
佐藤 庸一		水上 好和	
澤熊 芳生	福岡アマチュア無線山行会 福岡歩山岳会	森 昌宏	福岡山の会久留米山岳会
杉本 譲二		安村 信博	しんつくし山岳会
王丸 才恵子	福岡県山岳連盟 しんつくし山岳会	山中 秀之	
田村 郁子	しんつくし山岳会	齊藤 良平	
築島 基樹	久留米昆虫研究會	吉田 一隆	
中垣 義秀	福岡県山岳連盟 しんつくし山岳会	和崎 繁樹	福岡歩山岳会
中野 成隆			

～自然公園指導員～

国立公園及び国定公園の風景地を保護し、その利用の適正化を図るため、動植物の保護、自然環境の美化清掃及び事故の予防等について、利用者等への指導業務を行う。

## ク 環境保全指導員

令和元年11月1日現在

氏名	所属団体	氏名	所属団体
井上 哲也	筑豊博物研究会、 日本植物分類学会	曾塚 孝	北九州ケイビングクラブ
築島 基樹	久留米昆虫研究會	久保山 雄二	筑豊博物研究会
大城戸 昌敏	日本山岳会	田村 耕作	日本自然保護協会、 日本野鳥の会福岡支部、 福岡県自然観察指導員連絡協議会
加藤 博史	筑豊山の会	菱田 哲郎	風師山早朝登山会、 北九州市キャンプ協会
大塚 三紀夫	福岡県勤労者山岳連盟	帆足 千尋	
唐川 宜久	飯塚登山愛好会、 北九州市立自然史博物館友の会	松琴 常道	企救自然歩道をまもる会
來島 仁左エ門	筑豊博物研究会	松富士 将和	日本野鳥の会筑後支部、 久留米の自然を守る会、 矢部川をつなぐ会
広塚 忠夫	日本自然保護協会、 日本鳥類保護連盟、 日本野鳥の会	三谷 敏彦	日本自然保護協会、 豊前市自然と文化財を守る会
国分 謙一	久留米の自然を守る会	近藤 正美	
小林 繁	北九州植物友の会、 日本シダの会、 北九州市立自然史博物館友の会	森 三保	
下田 信廣	日本自然保護協会、 日本野鳥の会	山井 朝徳	日本山岳会、 福岡県自然観察指導員連絡協議会
正蔵寺 秀昭	香春道草の会、 日本自然保護協会	生田 哲朗	日本野鳥の会福岡支部、 日本シェアリングネイチャー協会
重松 尚紀	日本野鳥の会	山田 武史	

～環境保全指導員～

自然環境及び生活環境の適正な保全を図るため、動植物の保護、自然環境の美化清掃及び事故の予防等について、利用者等への指導業務を行う。

### 3 環境部門関係予算

(単位：千円)

区 分	平成30年度 予算額	令和元年度 予算額	増減額	対前年度比 (%)
環境総務費	1,838,951	1,947,896	108,945	106%
職員費	901,797	895,731	△ 6,066	99%
保健環境研究所費	76,506	72,361	△ 4,145	95%
放射能測定調査費	154,140	268,528	114,388	174%
環境総務管理費	1,605	3,908	2,303	243%
保健福祉環境事務所費	2,949	2,823	△ 126	96%
リサイクル推進費	279,009	307,494	28,485	110%
環境保全施設融資費	197,413	174,782	△ 22,631	89%
環境行政推進費	61,997	74,340	12,343	120%
産業廃棄物税基金積立金	163,535	147,929	△ 15,606	90%
環境保全基金積立金	0	0	0	-
環境保全費	225,165	361,392	136,227	161%
公害防止条例施行事務費	3,105	2,448	△ 657	79%
公害防止基本対策費	103	129	26	125%
大気汚染防止費	70,213	201,196	130,983	287%
水質保全費	62,191	49,759	△ 12,432	80%
騒音規制費	11,952	11,626	△ 326	97%
悪臭防止対策費	361	338	△ 23	94%
閉鎖性海域環境保全対策費	366	359	△ 7	98%
公害測定備品整備費	9,058	11,544	2,486	127%
振動規制費	2,622	2,596	△ 26	99%
公害関係委託事業費	15,410	15,824	414	103%
環境保全費	49,784	65,573	15,789	132%
廃棄物対策費	864,232	846,398	△ 17,834	98%
清掃事業連絡調整費	1,100	1,029	△ 71	94%
環境衛生改善費	539,054	532,958	△ 6,096	99%
産業廃棄物対策費	324,078	312,411	△ 11,667	96%
自然環境費	259,059	255,023	△ 4,036	98%
環境影響評価審査費	1,076	1,040	△ 36	97%
温泉保護管理費	86	80	△ 6	93%
自然公園費	150,828	154,081	3,253	102%
九州自然歩道管理費	10,004	10,191	187	102%
休暇村維持管理費	31,027	30,942	△ 85	100%
自然環境費	45,214	37,361	△ 7,853	83%
鳥獣保護対策費	20,824	21,328	504	102%
計	3,187,407	3,410,709	223,302	107%



#### 4 環境関連各種計画概要

計画名	目的及び概要	策定年月	計画期間 (年度)	改訂予定 年度	策定根拠法令等	基本計画との関係性		担 当	
						7つの柱	テーマ	課	係
第四次福岡県環境総合基本計画 福岡県環境総合ビジョン	県における環境に関する施策の基本的な方向性を示し、環境の面から総合的に県行政を推進するための施策大綱であり、県民、事業者、行政など、すべての主体が環境に関し考え行動する際の指針となるもの。	H30.3	H30～R4	R4	環境基本法の趣旨	—	—	環境政策課	企画調整班
福岡県環境保全 行動計画 (環境いきいき 共創プラン)	平成4年の国連環境開発会議（UNCED）地球サミットにおいて、持続可能な開発の実現のため、21世紀に向けた具体的な行動計画として採択された「アジェンダ21」の理念を引き継いだ、福岡県版のローカルアジェンダ21として具体的な環境保全行動のインデックス機能を持つもの。	H9.3	H9.3～	未定	アジェンダ21	—	—	環境政策課	企画調整班
福岡県地球温暖化 対策実行計画	本県における地球温暖化に関する施策の基本的な方向性を示し、総合的・計画的に県行政を推進するための施策大綱であり、県民、事業者、行政といった全ての主体が地球温暖化に関して行動する際の指針となるもの。	H29.3	H29～R12	おおむね 5年ごと	地球温暖化対策の 推進に関する法律 第21条 気候変動適応法第 12条	1 低炭素社会 の推進	①温室効果ガス の排出削減に関 する対策（緩和 策） ②温室効果ガス の吸収源に関す る対策（緩和 策） ③気候変動の影 響への適応（適 応策）	環境保全課	地球温暖化 対 策 係
福岡県環境保全 実行計画 (第4期)	県が率先して地球温暖化対策等の取組を進めることにより、自ら排出する温室効果ガスの削減等の環境負荷の低減を図るとともに、県民、事業者及び市町村による地球温暖化対策等の取組を促進すること。	H28.1	H27～R1	R2	地球温暖化対策の 推進に関する法律 第21条	1 低炭素社会 の推進	①温室効果ガス の排出削減に関 する対策（緩和 策）	環境保全課	調査指導係
福岡県第8期分別 収集促進計画	市町村が容器包装リサイクル法に基づき分別収集に取り組む品目と収集量見込みを取りまとめるとともに、県民への普及啓発や市町村に対する技術的援助や助言を通じ、本県における容器包装廃棄物の分別収集を促進するもの。	H28.8	H29～R3	R1	容器包装に係る分別 収集及び再商品化 の促進等に関する 法律第9条	2 循環型社会 の推進	①資源の消費抑 制、資源循環利 用の推進	循環型社会 推 進 課	リサイクル 係
福岡県廃棄物処理 計画	廃棄物処理法第5条の5に基づき、廃棄物の処理の現状や課題を明らかにした上で廃棄物の排出抑制、適正な循環的利用及び適正処理に関する諸課題への対応を行い、循環型社会の形成につなげるもの。	H28.3	H28～R2	R2	廃棄物の処理及び 清掃に関する法律 第5条の5	2 循環型社会 の推進	①資源の消費抑 制、資源循環利 用の推進 ②資源循環利 用に関する産業 の育成 ③廃棄物の適正 処理による環境 負荷の低減	廃 棄 物 対 策 課	計画指導係
福岡県災害廃棄物 処理計画	大規模災害時に被災地の復旧・復興を図るため、災害廃棄物の迅速かつ適切な処理について定めたもの。	H28.3	H28～	R1	—	2 循環型社会 の推進	③廃棄物の適正 処理による環境 負荷の低減	廃 棄 物 対 策 課	計画指導係
福岡県生物多様 性戦略第2期行 動計画	生物多様性の保全と持続可能な利用に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための自然環境分野の総合計画	H30.3	H30～R4	R4	生物多様性基本法 第13条	3 自然共生社 会の推進	①生物多様性の 保全と自然再生 の推進 ②生物多様性の 持続可能な利用	自然環境課	野生生物係
化学的酸素要求 量、窒素含有量 及びりん含有量 に係る総量削減 計画（福岡県）	瀬戸内海の水質保全のため、本県から瀬戸内海に流入する汚濁物質の削減目標を定め、目標を達成するために必要な施策を定めたもの。（当初計画昭和54年）	H29.6	H29～	R3	水質汚濁防止法第4 条の3 化学的酸素要求 量、窒素含有量及 びりん含有量に係 る総量削減基本方 針（瀬戸内海）	4 健康で快適 に暮らせる生 活環境の形成	③水環境の保全	環境保全課	水 質 係
有明海の再生に 関する福岡県計 画	有明海の特徴にに応じた環境の保全及び改善並びに水産資源の回復等による漁業の振興に関し、実施すべき施策について定めたもの。	H15.3	H15～	R2	有明海及び八代海 等を再生するため の特別措置に関す る法律第5条	4 健康で快適 に暮らせる生 活環境の形成	③水環境の保全	環境保全課	水 質 係

計 画 名	目的及び概要	策定年月	計画期間 (年度)	改訂予定 年度	策定根拠法令等	基本計画との関係性		担 当	
						7つの柱	テーマ	課	係
瀬戸内海の水環境保全に関する福岡県計画	瀬戸内海の水環境保全に関し実施すべき施策を明らかにし、実施する施策をより効果的なものとするため、中長期的にわたる総合的な計画として策定したものの。	S56.7	S56.7～	未定	瀬戸内海水環境保全特別措置法第4条	4 健康で快適に暮らせる生活環境の形成	③水環境の保全	環境保全課	調査指導係
公害防止計画	現に公害が著しい、又は、著しくなる恐れがあり、かつ、公害の防止に関する施策を総合的に講じなければ公害の防止を図ることが著しく困難になると認められる地域について、公害防止のため策定するもの。 策定地域：北九州、大牟田、福岡地域	北九州地域 H24.3 大牟田地域 H24.3 福岡地域 H24.3	北九州地域 H23～R2 大牟田地域 H23～R2 福岡地域 H23～R2	北九州地域 未定 大牟田地域 未定 福岡地域 未定	環境基本法第17条	4 健康で快適に暮らせる生活環境の形成	①総合的な対策	環境保全課	調査指導係
福岡県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画	PCB廃棄物の確実かつ適正な処理の推進に関し必要な事項を定め、PCB廃棄物の早期かつ計画的な処理を促進し、もって、PCB廃棄物による環境汚染の未然防止、県民の健康保護、生活環境の保全を図ること等を目的とする。	H17.12	H17～R8	未定	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第7条	2 循環型社会の推進	③廃棄物の適正処理による環境負荷の低減	廃棄物対策課	計画指導係
福岡県汚水処理構想	生活環境の改善と公共用水域の水質保全を図るため、下水道や浄化槽などの汚水処理施設の計画的かつ効率的な整備を行うもの。	H29.3	H29～R7	未定	—	4 健康で快適に暮らせる生活環境の形成	③水環境の保全	(浄化槽に関する)廃棄物対策課	(浄化槽に関する)施設第一係
福岡県海岸漂着物対策地域計画	海岸漂着物処理推進法及び国の基本方針に基づき、海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するために策定したものの。	H24.3	H24～	未定	美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律第14条	2 循環型社会の推進	③廃棄物の適正処理による環境負荷の低減	廃棄物対策課	計画指導係
平成31年度福岡県環境物品等調達方針	県の全機関を挙げて、環境に配慮した物品等の調達に取り組むとともに、県民、事業者及び市町村の取組を促進することを目的とする。調達推進品目と調達に当たっての判断基準及び調達目標を定めたものの。	H31.3	H31	H31	1 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律第10条	6 経済・社会のグリーン化とグリーンイノベーションの推進	①経済・社会のグリーン化の推進	環境保全課	地球温暖化対策係

## 5 環境関連福岡県知事表彰一覧

※表彰対象、被表彰者等詳細については、福岡県の環境ホームページ「ふくおか環境ひろば」(<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/hirobal.html>)で検索することができます。

### 【環境保全功労者知事表彰】

目的	元年度表彰実績	所管課及び電話番号
環境保全のための活動を自主的、積極的に推進し、その成果が特に顕著である個人又は団体を表彰するもの。	個人2名、6団体	環境政策課 092(643)3355

### 【エコファミリー表彰】

目的	30年度表彰実績	所管課及び電話番号
エコファミリーの取組を奨励するため、他の模範となる優秀な取組が実践されたと認められる世帯及びグループを表彰するもの。	10世帯、4グループ	環境保全課 092(643)3356

### 【エコ事業所表彰】

目的	30年度表彰実績	所管課及び電話番号
エコ事業所が実施する環境に配慮した事業活動について、特に優れた取組を行っている事業所を顕彰することにより、県内の多くの事業所が積極的に二酸化炭素排出量の削減やその他の環境に配慮した事業活動に取り組み、地球温暖化防止をはじめとした環境改善に貢献することを目的とする。	11事業所	環境保全課 092(643)3356

### 【循環型社会形成推進功労者知事表彰】

目的	元年度表彰実績	所管課及び電話番号
総物質投入量・資源採取量・廃棄物等発生量・エネルギー消費量の抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）、熱回収（エネルギーリカバリー）の適切な推進に顕著な功績があった個人、団体又は企業を表彰するもの。	個人1名、4団体	循環型社会推進課 092(643)3371

### 【鳥獣保護功績者表彰】

目的	元年度表彰実績	所管課及び電話番号
鳥獣の保護活動に功績のあった個人又は団体を表彰するもの。	個人5名	自然環境課 092(643)3367

### 【環境美化推進功労者等知事表彰】

目的	30年度表彰実績	所管課及び電話番号
環境の美化、生活環境の改善及び廃棄物関係の事業等に顕著な功績があった個人、企業、団体又は地区を表彰するもの。	個人35名、8団体、10地区	廃棄物対策課 092(643)3363

## 6 県の環境関連施設

<p><b>【福岡県平尾台自然観察センター】</b> 我が国有数のカルスト台地平尾台に位置し、自然保護の拠点施設として、自然の仕組みや自然公園利用のマナーを学ぶための展示やシアターなどを設置しているほか、各種自然観察会などを実施している。 〔場 所〕北九州市小倉南区平尾台1-4-40 〔電 話〕093-453-3737 〔開館時間〕9:00～17:00 〔休館日等〕月曜日(祝日の場合は翌日)、年末年始 夏休み期間は無休 〔入 場 料〕無料</p>	<p><b>【福岡県立夜須高原記念の森】</b> 広さ23ヘクタールの森林公園。主な施設としては、レクチャールーム等のある管理センター、ちびっこ広場、大型遊具、広大な芝生公園、遊歩道があり、子どもから大人まで自然との一体感が味わえる。 〔場 所〕朝倉郡筑前町大字櫛木3-6 〔電 話〕0946-42-0590 〔開館時間〕4月～10月 9:00～18:00 ゴールデンウィーク、夏休み期間 8:30～18:30 11月～3月 9:00～17:00 〔休館日等〕ゴールデンウィーク、夏休み期間を除く毎週月曜日 (祝日の場合は翌日)、12月29日～1月3日 〔入 場 料〕無料</p>
<p><b>【福岡県立四王寺県民の森】</b> 大野城市、太宰府市、宇美町にまたがる四王寺山一帯の約342ヘクタールの施設。春の花、初夏の緑、秋の紅葉など、森の四季を体験でき、身近な自然や野鳥と親しめる森林公園があるとともに、公園内には、特別史跡の大野城跡など史跡環境があり歴史も学ぶことができる。 〔場 所〕糟屋郡宇美町大字四王寺 〔電 話〕092-932-7373 〔開館時間〕4月～9月 9:00～18:00、10月～3月 9:00～17:00 〔休館日等〕毎週月曜日(祝日の場合は翌日)、12月29日～1月3日 〔入 場 料〕無料</p>	<p><b>【福岡県緑化センター】</b> 緑化についての各種の展示や病害虫の防除など緑化全般についての相談、緑化施術の向上、緑化知識の普及を図るための研修会、講習会等を行っている。 〔場 所〕久留米市田丸町益生田1125 〔電 話〕0943-72-1193 〔開館時間〕8:30～17:00(駐車場9:00～16:30) 夏休み期間 8:30～18:00(駐車場9:00～17:30) 〔休館日等〕毎週月曜日(祝日の場合は翌日)、12月29日～1月3日 〔入 場 料〕無料</p>
<p><b>【福岡県水産資料館】</b> 福岡県の海や漁業について映像を中心に解説。 団体による見学の場、センター施設の見学も可能(要事前申込み)。 〔場 所〕福岡市西区今津1141-1 福岡県水産海洋技術センター内 〔電 話〕092-805-3311 〔開館時間〕9:30～17:00 〔休館日等〕月曜日(祝日の場合は翌日)、ゴールデンウィーク・年末年始については事前に問い合わせ 〔入 場 料〕無料</p>	<p><b>【あまぎ水の文化村】</b> 遊びながら水の大切さを学ぶことができる施設。 館内には、水に関する図書や資料が置いてあるライブラリコーナー、寺内ダムのダム湖の景観を楽しみながらゆっくりできる休憩所などがある。 〔場 所〕朝倉市矢野竹831 〔電 話〕0946-25-0323 〔開館時間〕4月～10月 10:00～18:00(入園は17:30まで) 11月～3月 10:00～17:00(入園は16:30まで) 〔休館日等〕毎週月曜日及び毎月第3火曜日(祝日の場合は翌日)、12月28日～1月4日</p>
<p><b>【福岡県立社会教育総合センター】</b> 敷地面積201,750㎡の施設・設備、また、周辺の豊かな自然を利用して登山、ハイキング、自然観察などの活動や研修ができる宿泊型社会教育施設である。 〔場 所〕糟屋郡篠栗町大字金出3350-2 〔電 話〕092-947-3511 〔休館日等〕第2月曜日、第4日曜日、12月28日～1月4日 〔利用料金〕福岡県立社会教育総合センター使用料条例による施設使用料のほか、食費等が必要です。</p>	<p><b>【福岡県立英彦山青年の家】</b> 耶馬日田英彦山国定公園内、標高800mに位置していることから、多くの自然にも恵まれ、100種類を超える野鳥や1,000種類を超える植物を観察することができる。これらの自然を生かした体験活動等ができる宿泊型社会教育施設である。 〔場 所〕田川郡添田町大字英彦山32-18 〔電 話〕0947-85-0101 〔休館日等〕第1月曜日、第3日曜日、12月28日～1月4日 〔利用料金〕食費及びシーツの洗濯代等を除き、無料</p>
<p><b>【福岡県立少年自然の家「玄海の家」】</b> 青々と広がる玄界灘と美しく連なるさつき松原の大自然の中で、海浜を中心とした自然体験活動や環境教育等の体験学習を通して、豊かな人間性を持ち、たくましく生きる子どもの成長を支援する宿泊型社会教育施設である。 〔場 所〕宗像市神湊1276 〔電 話〕0940-62-2511 〔休館日等〕毎週月曜日(祝日は除く)、12月28日～1月4日 〔利用料金〕食費及びシーツの洗濯代等を除き、無料</p>	<p><b>【福岡県立ふれあいの家南筑後】</b> 自然と歴史ロマンあふれる八女丘陵の東部にあり、古墳やお茶畑そして緑豊かな自然環境の中で多様な野外活動ができる宿泊可能な社会教育施設である。 〔場 所〕八女市山内1268-2 〔電 話〕0943-22-7087 〔休館日等〕毎週月曜日(祝日の場合は翌日) 12月28日～1月4日 〔利用料金〕宿泊費無料、施設使用料無料、シーツ洗濯代200円等</p>



## 7 大気関係資料

### (1) 微小粒子状物質 (PM<sub>2.5</sub>) に関する注意喚起

環境省の「微小粒子状物質 (PM<sub>2.5</sub>) に関する専門家会合」が示した、PM<sub>2.5</sub>に関する注意喚起のための暫定的な指針 (日平均値 70 μg/m<sup>3</sup>) に基づき、本県では平成 25 年 3 月 9 日から、PM<sub>2.5</sub>に関する注意喚起を行うこととしており、同年 12 月 6 日からは早朝の判断に加え、午後の早い時間にも注意喚起の判断を行うこととした。

また、環境省において「微小粒子状物質 (PM<sub>2.5</sub>) に関する『注意喚起のための暫定的な指針』に係る判断方法の改善について (第 2 次)」が取りまとめられ、本県では平成 26 年 12 月 18 日から、注意喚起の解除判断を行うとともに、従来の早朝の判断方法を見直した。

#### ア 注意喚起を行う地域

県内を 4 地域に分け、地域ごとに注意喚起を実施する。

地域	市町村
北九州地域	北九州市、行橋市、豊前市、中間市、芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町、苅田町、みやこ町、吉富町、上毛町、築上町
福岡地域	福岡市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、古賀市、福津市、糸島市、那珂川市、宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、久山町、粕屋町
筑後地域	大牟田市、久留米市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、小郡市、うきは市、朝倉市、みやま市、筑前町、東峰村、大刀洗町、大木町、広川町
筑豊地域	直方市、飯塚市、田川市、宮若市、嘉麻市、小竹町、鞍手町、桂川町、香春町、添田町、糸田町、川崎町、大任町、赤村、福智町

#### イ 注意喚起の判断方法

- 同一地域内の 2 か所以上の測定局において、午前 5 時、6 時、7 時の 1 時間値の平均値が 85 μg/m<sup>3</sup> を超過した場合、暫定指針値を超えると予測し、午前 8 時を目途に、地域毎に注意喚起を実施する。
- 同一地域内の 1 測定局でも、午前 5 時から 12 時の 1 時間値の平均値が 80 μg/m<sup>3</sup> を超過した場合、暫定指針値を超えると予測し、午後 1 時を目途に、地域毎に注意喚起を実施する。

#### ウ 注意喚起解除の判断方法

- 注意喚起を実施した地域内にある判断基準値を超過した全ての測定局において、PM<sub>2.5</sub>濃度の 1 時間値が 2 時間連続して 50 μg/m<sup>3</sup> 以下に改善した場合、当該局及び近隣局の濃度推移傾向も考慮して、注意喚起を解除する。(PM<sub>2.5</sub>濃度が解除条件まで改善しない場合、午前 0 時をもって自動解除する。)

#### エ 注意喚起の方法

- 県ホームページに注意喚起情報を掲載
- 「防災メール・まもるくん」による県民等への注意喚起を実施
- 報道機関 (テレビ、ラジオ) に対する注意喚起情報の提供
- 市町村、関係機関等への通知

#### オ 注意喚起の内容 (行動の目安)

- 不要不急の外出や屋外での長時間の激しい運動をできるだけ減らす。
- 換気や窓の開閉を最小限にし、屋内への外気の侵入をできるだけ少なくする。
- 高感受性者 (呼吸器系や循環器系疾患のある方、小児、高齢者等) は、より慎重な行動が望まれる。

### (2) 光化学オキシダント緊急時対策

大気汚染防止法 (昭和 43 年法律第 97 号) 第 23 条の規定に基づき、本県では、光化学オキシダントに係る緊急時にとるべき必要な措置を定め、大気汚染の状況に応じた注意報等の発令や事業者への排出量削減要請等を行っている。

#### ア 注意報等を発令する地域

北九州市以外の地域については福岡県知事が、北九州市域については北九州市長が光化学オキシダントに係る注意報等を発令する。

#### イ 発令の基準

光化学オキシダントに係る緊急時対策基本要綱に基づき、光化学オキシダントに係る大気汚染が著しくなり、気象条件から見て当該大気汚染の状態が継続し、人の健康に被害が生ずるおそれがあると認められるときには、県は注意報等を発令する。

- 注意報  
基準測定点において測定値 (オキシダントの含有率の 1 時間値) が 0.12 ppm 以上となり、かつ、気象条件から見て当該大気汚染の状態が継続すると認められるとき。
- 警報  
基準測定点において測定値が 0.24 ppm 以上となり、かつ、気象条件からみて当該大気汚染の状態が継続すると認められるとき。

○重大警報

基準測定点において測定値が 0.40 ppm 以上となり、かつ、気象条件から見て当該大気汚染の状態が継続すると認められるとき。

ウ 緊急時対策実施の方法

- 県ホームページに注意報等発令情報を掲載
- 「防災メール・まもるくん」による県民等への注意報等発令を周知
- 報道機関（テレビ、ラジオ）に対する注意報等発令情報の提供
- 市町村、関係機関等への通知
- 主要ばい煙排出事業者、揮発性有機化合物排出事業者への情報提供及び排出削減要請等

エ 注意報等発令時の注意事項（行動の目安）

- 外出は控え、屋外での激しい運動等をやめる。
- 不要不急の自動車の使用を控える。
- 目や喉に刺激を感じたときは洗眼やうがいを行い、症状に応じて医療機関の診断を受ける。
- ばい煙排出事業者、揮発性有機化合物排出事業者は排出ガス量削減等に協力する。

(3) 大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件	測定方法
二酸化硫黄 (S48.5.16 告示)	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。	溶液導電率法又は紫外線蛍光法
一酸化炭素 (S48.5.8 告示)	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。	非分散型赤外分析計を用いる方法
浮遊粒子状物質 (S48.5.8 告示)	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	濾過捕集による重量濃度測定方法又はこの方法によって測定された重量濃度と直線的な関係を有する量が得られる光散乱法、圧電天びん法若しくはベータ線吸収法
光化学オキシダント (S48.5.8 告示)	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。	中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光度法若しくは電量法、紫外線吸収法又はエチレンを用いる化学発光法
二酸化窒素 (S53.7.11 告示)	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。	ザルツマン試薬を用いる吸光度法又はオゾンを用いる化学発光法
ベンゼン (H9.2.4 告示)	1 年平均値が 0.003mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	キャニスター若しくは捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有すると認められる方法
トリクロロエチレン (H9.2.4 告示、 H30.11.19 改正)	1 年平均値が 0.13mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	
テトラクロロエチレン (H9.2.4 告示)	1 年平均値が 0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	
ジクロロメタン (H13.4.20 告示)	1 年平均値が 0.15mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	
微小粒子状物質 (H21.9.9 告示)	1 年平均値が 15 μg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1 日平均値が 35 μg/m <sup>3</sup> 以下であること。	濾過捕集による質量濃度測定方法又はこの方法によって測定された質量濃度と等価な値が得られると認められる自動測定機による方法

備考

1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。
2. 環境基準は、表の物質の欄に掲げる物質ごとに、当該物質による大気汚染の状況を的確に把握することができると認められる場所において、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合における測定値によるものとする。
3. 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が 10 μm 以下のものをいう。
4. 二酸化窒素について、1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内にある地域にあつては、原則として、このゾーン内において、現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることをとらないよう努めるものとする。
5. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。
6. ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタンによる大気汚染に係る環境基準は、継続的に

摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることに鑑み、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。

7. 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が $2.5\mu\text{m}$ の粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後採取される粒子をいう。

(4) 環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値

物 質	環 境 上 の 条 件
アクリロニトリル (H15. 9. 30 通知)	年平均値 $2\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下
塩化ビニルモノマー (H15. 9. 30 通知)	年平均値 $10\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下
水銀 (H15. 9. 30 通知)	年平均値 $0.04\mu\text{g-Hg}/\text{m}^3$ 以下
ニッケル化合物 (H15. 9. 30 通知)	年平均値 $0.025\mu\text{g-Ni}/\text{m}^3$ 以下
クロロホルム (H18. 12. 20 通知)	年平均値 $18\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下
1,2-ジクロロエタン (H18. 12. 20 通知)	年平均値 $1.6\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下
1,3-ブタジエン (H18. 12. 20 通知)	年平均値 $2.5\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下
ヒ素及び無機ヒ素化合物 (H22. 10. 15 通知)	年平均値 $6\text{ng-As}/\text{m}^3$ 以下
マンガン及び無機マンガン化合物 (H26. 5. 1 通知)	年平均値 $0.14\mu\text{g-Mn}/\text{m}^3$ 以下

備考

- この指針値は、有害性評価に係るデータの科学的信頼性に制約がある場合も含めて、環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るために設定されたものであるため、環境基準とは性格及び位置付けが異なり、現に行われている大気モニタリングの評価に当たっての指標や事業者による排出抑制努力の指標としての機能を果たすことが期待される。
- ニッケル化合物については、個別の物質によって健康リスクが異なるが、現時点では、個別の物質ごとに選択して測定することが困難であるため、ニッケル及びその化合物の全量を測定することとされている。

## 8 水質関係資料

### (1) 水質汚濁に係る環境基準等

※ 公共用水域及び地下水の水質測定結果については、「公害関係測定結果」（福岡県行政資料）又は下記アドレス参照。

<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/fukuoka-mizu-ippan-env.html>

別表 1 人の健康の保護に関する環境基準（昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号）

	項 目	基 準 値	備 考
1	カドミウム	0.003mg/L 以下	
2	全シアン	検出されないこと。	
3	鉛	0.01mg/L 以下	
4	六価クロム	0.05mg/L 以下	
5	砒素	0.01mg/L 以下	
6	総水銀	0.0005mg/L 以下	
7	アルキル水銀	検出されないこと。	
8	P C B	検出されないこと。	
9	ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	
10	四塩化炭素	0.002mg/L 以下	
11	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	
12	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	
13	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	
14	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下	
15	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下	
16	トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下	
17	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下	
18	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下	
19	チウラム	0.006mg/L 以下	
20	シマジン	0.003mg/L 以下	
21	チオベンカルブ	0.02mg/L 以下	
22	ベンゼン	0.01mg/L 以下	
23	セレン	0.01mg/L 以下	
24	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下	
25	ふっ素	0.8mg/L 以下	
26	ほう素	1mg/L 以下	
27	1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下	

備考

- 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 2 「検出されないこと。」とは、定められた方法で測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。

別表2 生活環境の保全に関する環境基準（昭和46年12月28日環境庁告示第59号）

1 河川

(1) 河川（湖沼を除く。）

ア

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	50MPN/100mL以下
A	水道2級、水産1級、水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000MPN/100mL以下
B	水道3級、水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	25mg/L以下	5mg/L以上	5,000MPN/100mL以下
C	水産3級、工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	50mg/L以下	5mg/L以上	—
D	工業用水2級、農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	100mg/L以下	2mg/L以上	—
E	工業用水3級、環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2mg/L以上	—

備考

- 基準値は、日間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる）。
- 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする（湖沼もこれに準ずる）。  
 (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全  
 2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの  
 水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの  
 水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの  
 3 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用  
 水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用  
 水産3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用  
 4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの  
 工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの  
 工業用水3級：特殊な浄水操作を行うもの  
 5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む）において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.001mg/L以下	0.03mg/L以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.0006mg/L以下	0.02mg/L以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.05mg/L以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.04mg/L以下

備考

- 基準値は、年間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる）。

(2) 湖沼(天然湖沼及び貯水量が1,000万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が4日間以上である人工湖)

ア

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度(pH)	化学的酸素要求量(COD)	浮遊物質(SS)	溶存酸素量(DO)	大腸菌群数
AA	水道1級、水産1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1 mg/L 以下	1 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	50MPN /100mL 以下
A	水道2、3級、水産2級、水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3 mg/L 以下	5 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	1,000MPN /100mL 以下
B	水産3級、工業用水1級、農業用水及びCの欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5 mg/L 以下	15 mg/L 以下	5 mg/L 以上	—
C	工業用水2級、環境保全	6.0以上 8.5以下	8 mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2 mg/L 以上	—

備考

水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質の項目の基準値は適用しない。

(注) 1 自然環境保全: 自然探勝等の環境の保全

2 水道1級: ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2、3級: 沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3 水産1級: ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

水産2級: サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産3級の水産生物用

水産3級: コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用

4 工業用水1級: 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水2級: 薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの

5 環境保全: 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む)において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全リン
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの	0.1mg/L 以下	0.005 mg/L 以下
II	水道1、2、3級(特殊なものを除く。)、水産1種、水浴及びIII以下の欄に掲げるもの	0.2 mg/L 以下	0.01mg/L 以下
III	水道3級(特殊なもの)及びIV以下の欄に掲げるもの	0.4 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下
IV	水産2種及びVの欄に掲げるもの	0.6 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下
V	水産3種、工業用水、農業用水、環境保全	1 mg/L 以下	0.1 mg/L 以下

備考

1 基準値は、年間平均値とする。

2 水域タイプの指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。

3 農業用水については、全リンの項目の基準値は適用しない。

(注) 1 自然環境保全: 自然探勝等の環境保全

2 水道1級: ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2級: 沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道3級: 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

(「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう)

3 水産1種: サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用

水産2種: ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用

水産3種: コイ、フナ等の水産生物用

4 環境保全: 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む)において不快感を生じない限度

資料



ウ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下

エ

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値
		底層溶存酸素量
生物1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	4.0mg/L 以上
生物2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	3.0mg/L 以上
生物3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L 以上

備考

- 1 基準値は、年間平均値とする。
- 2 底面付近で溶存酸素量の変化が大きいたことが想定される場合の採水には、横型のバンドン採水器を用いる。

## 2 海域

ア

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	n-ヘキサン抽出物質 (油分等)
A	水産1級、水浴、自然環境保全及びB以下の欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	2 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	1,000MPN/100mL 以下	検出されないこと。
B	水産2級、工業用水及びCの欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	3 mg/L 以下	5 mg/L 以上	—	検出されないこと。
C	環境保全	7.0 以上 8.3 以下	8 mg/L 以下	2 mg/L 以上	—	—

備考

- 1 水産1級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数 70MPN/100mL 以下とする。

(注) 1 自然環境保全: 自然探勝等の環境保全

2 水産1級: マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用

水産2級: ボラ、ワリ等の水産生物用

3 環境保全: 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む)において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全リン
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの（水産2種及び3種を除く）	0.2 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下
Ⅱ	水産1種、水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの（水産2種及び3種を除く）	0.3 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下
Ⅲ	水産2種及びⅣの欄に掲げるもの（水産3種を除く）	0.6 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下
Ⅳ	水産3種、工業用水、生物生息環境保全	1 mg/L 以下	0.09 mg/L 以下

備考

- 1 基準値は、年間平均値とする。
  - 2 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。
- (注) 1 自然環境保全:自然探勝等の環境保全
- 2 水産1種:底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される  
水産2種:一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される  
水産3種:汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される
  - 3 生物生息環境保全:年間を通して底生生物が生息できる限度

ウ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその塩
生物A	水生生物の生息する水域	0.02mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.01mg/L 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/L 以下	0.0007mg/L 以下	0.006mg/L 以下

エ

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値
		底層溶存酸素量
生物1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	4.0mg/L 以上
生物2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3.0mg/L 以上
生物3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L 以上

備考

- 1 基準値は、年間平均値とする。
- 2 底面付近で溶存酸素量の変化が大きいことが想定される場合の採水には、横型のバンドン採水器を用いる。

別表3 地下水の水質汚濁に係る環境基準（平成9年3月13日環境庁告示第10号）

	項 目	基 準 値	備 考
1	カドミウム	0.003mg/L 以下	
2	全シアン	検出されないこと。	
3	鉛	0.01mg/L 以下	
4	六価クロム	0.05mg/L 以下	
5	砒素	0.01mg/L 以下	
6	総水銀	0.0005mg/L 以下	
7	アルキル水銀	検出されないこと。	
8	P C B	検出されないこと。	
9	ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	
10	四塩化炭素	0.002mg/L 以下	
11	クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.002mg/L 以下	H29.4.1付 変更(項目名)
12	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	
13	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	
14	1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	
15	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下	
16	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下	
17	トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下	
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下	
19	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下	
20	チウラム	0.006mg/L 以下	
21	シマジン	0.003mg/L 以下	
22	チオベンカルブ	0.02mg/L 以下	
23	ベンゼン	0.01mg/L 以下	
24	セレン	0.01mg/L 以下	
25	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下	
26	ふっ素	0.8mg/L 以下	
27	ほう素	1mg/L 以下	
28	1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下	

備考

- 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 2 「検出されないこと。」とは、定められた方法で測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

別表 4 公共用水域等の要監視項目及び指針値（平成 5 年 3 月 8 日環水管第 21 号水質保全局長通知）

	項 目	指 針 値	備 考
1	クロロホルム	0.06mg/L 以下	
2	トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	※
3	1,2-ジクロロプロパン	0.06mg/L 以下	
4	p-ジクロロベンゼン	0.2mg/L 以下	
5	イソキサチオン	0.008mg/L 以下	
6	ダイアジノン	0.005mg/L 以下	
7	フェニトロチオン	0.003mg/L 以下	
8	イソプロチオラン	0.04mg/L 以下	
9	オキシシン銅	0.04mg/L 以下	
10	クロロタロニル	0.05mg/L 以下	
11	プロピザミド	0.008mg/L 以下	
12	E P N	0.006mg/L 以下	
13	ジクロルボス	0.008mg/L 以下	
14	フェノブカルブ	0.03mg/L 以下	
15	イプロベンホス	0.008mg/L 以下	
16	クロルニトロフェン	—	
17	トルエン	0.6mg/L 以下	
18	キシレン	0.4mg/L 以下	
19	フタル酸ジエチルヘキシル	0.06mg/L 以下	
20	ニッケル	—	
21	モリブデン	0.07mg/L 以下	
22	アンチモン	0.02mg/L 以下	
23	塩化ビニルモノマー	0.002mg/L 以下	※
24	エピクロロヒドリン	0.0004mg/L 以下	
25	全マンガン	0.2mg/L 以下	
26	ウラン	0.002mg/L 以下	

※公共用水域のみ適用

別表5 水生生物保全に係る要監視項目の水域類型及び指針値

項目	水域	類型	指針値
クロロホルム	河川及び湖沼	生物A	0.7mg/L以下
		生物特A	0.006mg/L以下
		生物B	3mg/L以下
		生物特B	3mg/L以下
	海域	生物A	0.8mg/L以下
		生物特A	0.8mg/L以下
フェノール	河川及び湖沼	生物A	0.05mg/L以下
		生物特A	0.01mg/L以下
		生物B	0.08mg/L以下
		生物特B	0.01mg/L以下
	海域	生物A	2mg/L以下
		生物特A	0.2mg/L以下
ホルムアルデヒド	河川及び湖沼	生物A	1mg/L以下
		生物特A	1mg/L以下
		生物B	1mg/L以下
		生物特B	1mg/L以下
	海域	生物A	0.3mg/L以下
		生物特A	0.03mg/L以下
4-t-オクチルフェノール	河川及び湖沼	生物A	0.001mg/L以下
		生物特A	0.0007mg/L以下
		生物B	0.004mg/L以下
		生物特B	0.003mg/L以下
	海域	生物A	0.0009mg/L以下
		生物特A	0.0004mg/L以下
アニリン	河川及び湖沼	生物A	0.02mg/L以下
		生物特A	0.02mg/L以下
		生物B	0.02mg/L以下
		生物特B	0.02mg/L以下
	海域	生物A	0.1mg/L以下
		生物特A	0.1mg/L以下
2,4-ジクロロフェノール	河川及び湖沼	生物A	0.03mg/L以下
		生物特A	0.003mg/L以下
		生物B	0.03mg/L以下
		生物特B	0.02mg/L以下
	海域	生物A	0.02mg/L以下
		生物特A	0.01mg/L以下

## (2) 排水基準

### ア 有害物質に係る排水基準

有害物質の種類	許容限度	
カドミウム及びその化合物 (C d)	0.03 mg/L	
シアン化合物 (C N)	1 mg/L	
有機リン化合物 (パラチオン、メチルパラチオン、メチルメトン及びE P Nに限る) (R - P)	1 mg/L	
鉛及びその化合物 (P b)	0.1 mg/L	
六価クロム化合物 (C r <sup>6+</sup> )	0.5 mg/L	
砒素及びその化合物 (A s)	0.1 mg/L	
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物 (T - H g)	0.005 mg/L	
アルキル水銀化合物 (R - H g)	検出されないこと。	
ポリ塩化ビフェニル (P C B)	0.003 mg/L	
トリクロロエチレン (T C E)	0.1 mg/L	
テトラクロロエチレン (P C E)	0.1 mg/L	
ジクロロメタン	0.2 mg/L	
四塩化炭素	0.02 mg/L	
1, 2-ジクロロエタン	0.04 mg/L	
1, 1-ジクロロエチレン	1 mg/L	
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L	
1, 1, 1-トリクロロエタン	3 mg/L	
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.06 mg/L	
1, 3-ジクロロプロペン	0.02 mg/L	
チウラム	0.06 mg/L	
シマジン	0.03 mg/L	
チオベンカルブ	0.2 mg/L	
ベンゼン	0.1 mg/L	
セレン及びその化合物 (S e)	0.1 mg/L	
ほう素及びその化合物(B)	海域以外の公共用水域に排出されるもの	10 mg/L
	海域に排出されるもの	230 mg/L
ふっ素及びその化合物(F)	海域以外の公共用水域に排出されるもの	8 mg/L
	海域に排出されるもの	15 mg/L
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100 mg/L	
1, 4-ジオキサン	0.5 mg/L	

#### 備考

- 「検出されないこと。」とは、環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。
- 砒素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行（昭和49年12月1日）の際現に湧出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。
- アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物に係る許容限度は、アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの及び亜硝酸性窒素並びに硝酸性窒素の和で表記したものとする。
- カドミウム及びその化合物、ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物並びに1, 4-ジオキサンについては、暫定基準が適用される業種等がある。



イ 生活環境項目

項 目		許 容 限 度
水素イオン濃度 (pH)	(海域以外の公共用水域)	5.8~8.6
	(海域)	5.0~9.0
生物化学的酸素要求量 (BOD)		160 (日間平均120) mg/L
化学的酸素要求量 (COD)		160 (日間平均120) mg/L
浮遊物質 (SS)		200 (日間平均150) mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (n-Hex)	(鉱油類含有量)	5 mg/L
	(動植物油脂類含有量)	30 mg/L
フェノール類含有量		5 mg/L
銅含有量 (Cu)		3 mg/L
亜鉛含有量 (Zn)		2 mg/L
溶解性鉄含有量 (S-Fe)		10 mg/L
溶解性マンガン含有量 (S-Mn)		10 mg/L
クロム含有量 (T-Cr)		2 mg/L
大腸菌群数		日間平均3,000 個/cm <sup>3</sup>
窒素含有量 (T-N)		120 (日間平均60) mg/L
リン含有量 (T-P)		16 (日間平均 8) mg/L

備考

- 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
- この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が50m<sup>3</sup>以上である工場又は事業場に係る排水について適用する。
- 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業（硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む）に属する工場又は事業場に係る排水については適用しない。
- 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際、現に湧出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水については、当分の間、適用しない。
- 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水に限って適用する。
- 窒素含有量及びリン含有量についての排水基準は、環境大臣の定める湖沼及び海域並びにこれらに流入する公共用水域に排出される排水に限って適用する。

なお、県内の海域の中では、瀬戸内海、博多湾、有明海及び唐津湾が環境大臣の定める海域となっているほか、次表の湖沼が、環境大臣が定める湖沼に指定されている。

環境大臣が定める湖沼（福岡県内のもの）

北九州市	河内ダム貯水池 黒ヶ畑池 小森江貯水池 菖蒲谷貯水池 昭和池 白木貯水池 道原貯水池 畑貯水池 ます淵ダム貯水池 松ヶ枝ダム貯水池	太宰府市	大佐野ダム貯水池 北谷ダム貯水池 松川ダム貯水池
	頓田第一貯水池	古賀市	河内ダム貯水池 (古賀ダム貯水池)
	頓田第二貯水池	福津市	久末ダム貯水池
		うきは市	合所ダム貯水池
		宮若市	力丸ダム貯水池 犬鳴ダム貯水池
	福岡市	曲淵ダム貯水池 長谷ダム貯水池	朝倉市
福岡市・那珂川市	脊振ダム貯水池	糸島市	瑞梅寺ダム貯水池 雷山大溜池
直方市	尾崎貯水池 福智山ダム貯水池	那珂川市	南畑ダム貯水池
飯塚市・桂川町	久保白ダム貯水池	宇美町	草ヶ谷ダム貯水池 安光池
八女市	花宗ため池 日向神ダム貯水池	宇美町・須恵町	須恵ダム貯水池
行橋市	矢留貯水池	篠栗町	鳴淵ダム貯水池
中間市・鞍手町	浮州池	須恵町	中柱田貯水池
筑紫野市	水呑ダム貯水池	久山町	猪野ダム貯水池 久原ダム貯水池
	山神ダム貯水池		粕屋町
	山口調整池 (天拝湖)		
春日市	大牟田貯水池 春日貯水池 白水池	添田町	油木ダム貯水池 陣屋ダム貯水池

大野城市	牛頸ダム貯水池	荏田町	井の口貯水池 殿川ダム貯水池 山口ダム貯水池
宗像市	大井ダム貯水池		
	多礼ダム貯水池		
	吉田ダム貯水池		

※ は窒素及びリンについて、それ以外はリンについてのみ排出規制が適用される。

ウ 生活環境項目に係る暫定排水基準

(ア) 亜鉛含有量 (令和3年12月10日まで) (単位 mg/L)

業種その他の区分	許容限度
金属鉱業、電気めっき業、下水道業 (金属鉱業又は電気めっき業に属する下水道法上の特定事業場から排出される水を受け入れ、一定の条件に該当するものに限る)	5

備考 下水道業の一定の条件とは、次の算式により計算された値が2を超えるものとする。

$$\Sigma(C_i \cdot Q_i) / Q$$

この式において、 $C_i$ 、 $Q_i$ 及び $Q$ は、それぞれ次の値を表すものとする。

$C_i$  当該下水道に水を排出する下水道法上の特定事業場ごとの排出する水の亜鉛含有量の通常値 (単位 mg/L)

$Q_i$  当該下水道に水を排出する下水道法上の特定事業場ごとの排出する水の通常量 (単位  $m^3$ /日)

$Q$  当該下水道から排出される排出水の通常量 (単位  $m^3$ /日)

(イ) 窒素含有量及びリン含有量 (令和5年9月30日まで。ただし、天然ガス鉱業にあつては令和3年9月30日まで) (単位 mg/L)

項目	業種	許容限度	
		最大	日間平均
窒素含有量	天然ガス鉱業	160	150
	畜産農業 (豚房施設を有するものに限る。面積が50 $m^2$ 以上のもの)	130	110
	酸化コバルト製造業	300	100
	バナジウム化合物製造業及びモリブデン化合物製造業 (バナジウム化合物又はモリブデン化合物の塩析工程を有するものに限る)	4,100	3,100
リン含有量	畜産農業 (豚房施設を有するものに限る。面積が50 $m^2$ 以上のもの)	22	18

※ この表は、環境大臣が定める海域及びこれに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用される。

エ 有害物質に係る暫定排水基準

(ア) カドミウム及びその化合物 (令和3年11月30日まで) (単位 mg/L)

業種その他の区分	許容限度
金属鉱業	0.08

(イ) ほう素及びその化合物 (令和4年6月30日まで) (単位 mg/L)

業種その他の区分		許容限度
海域以外の公共用水域に排出されるもの	電気めっき業	30
	ほうろう鉄器製造業	40
	下水道業 (旅館業 (温泉を利用するものに限る) に属する下水道法上の特定事業場から排出される水を受け入れており、一定の条件に該当するものに限る)	50
	金属鉱業	100
旅館業 (温泉を利用するものに限る)		500

備考 下水道業の一定の条件とは、次の算式により計算された値が10を超えることをいう。

$$\Sigma(C_i \cdot Q_i) / Q$$

この式において、 $C_i$ 、 $Q_i$ 及び $Q$ は、それぞれ次の値を表すものとする。

$C_i$  当該下水道に水を排出する旅館業に属する下水道法上の特定事業場ごとの排出する水のほう素及びその化合物による汚染状態の通常値 (単位 ほう素の量に関して、mg/L)

$Q_i$  当該下水道に水を排出する旅館業に属する下水道法上の特定事業場ごとの排出する水の通常量 (単位  $m^3$ /日)

$Q$  当該下水道から排出される排出水の通常量 (単位  $m^3$ /日)

(ウ) ふっ素及びその化合物（令和4年6月30日まで）

（単位 mg/L）

業種その他の区分		許容限度
海域以外の公共用水域に排出されるもの	ほうろう鉄器製造業、 電気めっき業（1日当たりの平均的な排出水の量が50m <sup>3</sup> 以上のものに限る）、旅館業（1日当たりの平均的な排出水の量が50m <sup>3</sup> 以上であり、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（以下「改正政令」という）の施行（S49.12.1）の際現に湧出していなかった温泉を利用するものに限る）	12 15
	旅館業（温泉（自然に湧出しているものを除く）を利用するものであって、1日当たりの平均的な排出水の量が50m <sup>3</sup> 未満であるもの又は改正政令の施行（S49.12.1）の際現に湧出していた温泉を利用するものに限る）	30
	電気めっき業（1日当たりの平均的な排出水の量が50m <sup>3</sup> 未満であるものに限る）	40
	旅館業（温泉（自然に湧出しているものに限る）を利用するものであって1日当たりの平均的な排出水の量が50m <sup>3</sup> 未満であるもの又は改正政令の施行（S49.12.1）の際現に湧出していた温泉を利用するものに限る）	50

(エ) アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物（令和4年6月30日まで）

（単位：アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量に関して、mg/L）

業種その他の区分	許容限度
下水道業（特定公共下水道事業に係るものであり、かつ、モリブデン化合物製造業又はジルコニウム化合物製造業に属する下水道法上の特定事業場から排出される水を受け入れるものに限る）	130
酸化コバルト製造業	120
畜産農業	500
ジルコニウム化合物製造業	600
モリブデン化合物製造業	1,400
バナジウム化合物製造業	1,650
貴金属製造・再生業	2,800

(オ) 1,4-ジオキサン（令和3年5月24日まで）

（単位 mg/L）

業種その他の区分	許容限度
エチレンオキサイド製造業及びエチレングリコール製造業	3

オ 水域別上乘せ排水基準

水質汚濁防止法第3条第3項では、法で定める排水基準に代えて、都道府県知事がより厳しい許容限度を定める排水基準を条例で定めることができるとされている。本県では「水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づく排水基準を定める条例（昭和48年3月31日福岡県条例第8号）」により、県の全域を別表1のように区分して排水基準を定めている。

別表1 上乘せ排水基準の適用範囲

区域の名称	範囲	排水基準
瀬戸内海水域	山国川及び山国川河口左岸から北九州市若松区妙見崎灯台に至る陸岸の地先海域並びにこれらに流入する公共用水域	別表2
大牟田水域	隈川及び隈川河口左岸から福岡県と熊本県の境界線に至る陸岸の地先海域並びにこれらに流入する公共用水域	別表3
博多湾水域	福岡市東区大字勝馬2115番地先北端と同市西区大字西浦2467番地西浦崎北端とを結ぶ直線及び海岸線に囲まれた海域並びにこれに流入する公共用水域	別表4
遠賀川・筑後川・矢部川水域	遠賀川、筑後川及び筑後川左岸から隈川右岸に至る陸岸の地先海域並びにこれらに流入する公共用水域	別表5
筑前海水域	北九州市若松区妙見崎灯台から福岡県と佐賀県の境界線に至る陸岸の地先海域及びこれに流入する公共用水域（博多湾水域並びに遠賀川及びこれに流入する公共用水域を除く）	別表6

備考 この表に掲げる区域は、昭和63年12月1日における行政区画その他の区域によって表示されたものとする。

別表 2 瀬戸内海水域に係る上乘せ排水基準

1 洞海湾・響灘（北九州市若松区妙見崎灯台から日明下水処理場（同市小倉北区西港町 96 番地の 2）に至る陸岸の地先海域）及びこれに流入する公共用水域

業 種 (施 設)	項目及び物質並びにその許容限度(単位 mg/L)						適用の日
	BOD 又は COD	SS	n-Hex		フェノール 類	シアン 化合物	
			動植物油脂類	鉱油類			
① 下水道整備地域に所在する特定事業場							
全業種	30(20)	100(70)					H2.4.1～
② 下水道整備地域以外の地域に所在する既設特定事業場（S45.11.20において特定施設に相当する施設を設置し、又は設置の工事に着手していた事業場）							
食品 製造業	通常の排水量が2,000m <sup>3</sup> /日以上のもの	40(30)	40(30)	10	2		
	通常の排水量が2,000m <sup>3</sup> /日未満のもの	120(100)	80(70)	10	2		
化学 工業 製品 製造業	有機化学工業製品製造業 合成染料製造業（反応型染料及び分散型染料を製造する工程に係るもの。以下同じ）	45(40)	40(30)	10	2	1	0.5
	その他の有機化学工業製品製造業	45(40)	40(30)	10	2	1	0.5
品 製造業	その他の化学工業製品製造業 通常の排水量が2,000m <sup>3</sup> /日以上のもの	15(10)	60(50)	10	2	1	
	通常の排水量が2,000m <sup>3</sup> /日未満のもの	50(40)	80(70)	10	2	1	
コークス製造業		60(50)	60(50)		2	1	
ガラス又はガラス製品製造業		15(10)	150(120)				
窯業原料（うわ薬原料を含む）の精製業		20(15)	80(60)				
鉄鋼 業	通常の排水量が2,000m <sup>3</sup> /日以上のもの	20(15)	50(40)	10	2	1	0.5
	通常の排水量が2,000m <sup>3</sup> /日未満のもの	80(60)	80(70)				
非鉄金属製造業		15(10)	25(20)		2		
金属製品製造業		20(15)	60(50)				
し尿処理施設（処理対象人員が500人以下のし尿浄化槽を除く。以下同じ）		45(30)					
下水道終末処理施設		30(20)	(70)				
その他の業種（施設）		60(50)	80(70)				
③ 下水道整備地域以外の地域に所在する新規特定事業場（S45.11.21以後に特定施設（これに相当する施設を含む。）を設置し、又は特定事業場に該当することとなった事業場）							
化学工業製品製造業、鉄鋼業、非鉄金属製造業及び金属製品製造業		15(10)	25(20)	2	2	1	0.5
し尿処理施設		45(30)					
指定地域 特定施設	H3.7.31以前に設置されたもの	合併処理	80(60)				
	単独処理	120(90)					H4.8.1～
H3.8.1以後に設置されたもの		45(30)					
追加指定施設		60(50)	80(70)				H2.4.1～
その他の業種 (施設)	通常の排水量が2,000m <sup>3</sup> /日以上のもの	15(10)	25(20)	2	2	1	0.5
	通常の排水量が2,000m <sup>3</sup> /日未満のもの	30(20)	30(25)	2	2	1	

2 1を除く瀬戸内海水域

業 種 (施 設)		項目及び物質並びにその許容限度(単位 mg/L)					適用の日
		BOD 又は COD	SS	n-Hex		フェノール類	
				動植物油脂類	鉱油類		
① 下水道整備地域に所在する特定事業場							
全業種		30(20)	100(70)				
② 下水道整備地域以外の地域に所在する既設特定事業場 (S49. 8. 1において特定施設に相当する施設を設置し、又は設置の工事に着手していた事業場)							
食料 品製 造業	通常の排水量が2,000m <sup>3</sup> /日以上のもの		40(30)	40(30)	10		
	通常の排水量が500m <sup>3</sup> /日以上2,000m <sup>3</sup> /日未満のもの		80(60)	100(70)	15		
	通常の排水量が500m <sup>3</sup> /日未満のもの		120(90)	150(120)	20		
化学 工業 製 品 製 造 業	有機化学工業製品製造業	エチルアルコール製造業(醗酵工業に属するものに限る)	120(90)	100(70)	10		
	その他の有機化学工業製品製造業		45(40)	40(30)	10	2	1
	その他の化学工業製品製造業	通常の排水量が2,000m <sup>3</sup> /日以上のもの	15(10)	60(50)	10	2	1
		通常の排水量が2,000m <sup>3</sup> /日未満のもの	50(40)	80(70)	10	2	1
鉄鋼業		20(15)	50(40)	10	2		
非鉄金属製造業		15(10)	25(20)		2		
金属製品製造業及び機械器具製造業(武器製造業を含む)		20(15)	60(50)				
セメント製品製造業		20(15)	70(50)				
紙製造業		100(80)	70(50)				
と畜業		80(60)	100(70)				
し尿処理施設		45(30)	100(70)				
下水道終末処理施設		30(20)	100(70)				
その他の業種(施設)		60(50)	80(70)	10	2	1	
③ 下水道整備地域以外の地域に所在する新規特定事業場 (S49. 8. 2以後に特定施設(これに相当する施設を含む。)を設置し、又は特定事業場に該当することとなった事業場)							
化学工業製品製造業、鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業、機械器具製造業(武器製造業を含む)及びセメント製品製造業		15(10)	25(20)	2	2	1	
し尿処理施設		45(30)	100(70)				
指定地域 特定施設	H3. 7. 31以前に設置されたもの	合併処理	80(60)				H4. 8. 1~
		単独処理	120(90)				
H3. 8. 1以後に設置されたもの		45(30)					
下水道終末処理施設		30(20)	100(70)				H2. 4. 1~
追加指定施設		60(50)	80(70)	10	2	1	
その 他 の 業 種 ( 施 設)	通常の排水量が2,000m <sup>3</sup> /日以上のもの		15(10)	25(20)	2	2	1
	通常の排水量が500m <sup>3</sup> /日以上2,000m <sup>3</sup> /日未満のもの		30(20)	30(25)	2	2	1
	通常の排水量が500m <sup>3</sup> /日未満のもの		50(40)	70(50)	10	2	1

備考

- 「指定地域特定施設」とは、瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)第12条の2の規定により水質汚濁防止法第2条第3項に定める指定地域特定施設とみなされた施設をいう。
- 「特定施設」とは水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設又は指定地域特定施設をいい、「特定事業場」とは特定施設を設置する工場又は事業場をいう。
- 1の項において「既設事業場」とは、水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号。以下「施行令」という)別表第1に掲げる施設(備考4に掲げるものを除く)を設置している特定事業場であって、昭和45年11月20日以前に当該施設に相当する施設を設置し、又は設置の工事に着手していたものをいい、同項において「新規事業場」とは、これら以外の特定事業場をいう。
- 1の項の「追加指定施設」とは、次に掲げる特定施設ごとに、それぞれ基準日以前に設置し、又は設置の工事に着手していたものをいう。

	施行令別表第1の番号	基準日		施行令別表第1の番号	基準日		施行令別表第1の番号	基準日
(1)	1-2	S47. 10. 1	(5)	18-2, 18-3, 21-2, 21-3, 21-4, 23-2, 51-2, 51-3, 63-2, 70-2, 71-4	S57. 1. 1	(7)	66-4, 66-5, 66-6, 66-7, 66-8	S63. 10. 1
(2)	66-3, 71-2	S49. 12. 1				(8)	71-5, 71-6	H3. 10. 1
(3)	64-2, 69-2	S51. 6. 1				(9)	63-3	H13. 7. 1
(4)	68-2, 71-3	S54. 5. 10	(6)	69-3	S57. 7. 1			



- 5 2の項において「既設事業場」とは、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和49年政令第363号）による改正前の水質汚濁防止法施行令（以下「昭和49年改正政令による改正前の施行令」という）別表第1に掲げる施設を設置している特定事業場であって、昭和49年8月1日以前に当該施設を設置し、又は設置の工事に着手していたものをいい、同項において「新規事業場」とは、これら以外の特定事業場をいう。
- 6 2の項において「追加指定施設」とは、備考4(2)から(9)までに掲げる特定施設をいう。
- 7 「食料品製造業」とは、施行令別表第1第2号から第18号までに掲げる特定施設に係るものをいう。
- 8 「有機化学工業製品製造業」とは、施行令別表第1第28号から第37号まで、第40号、第46号及び第47号に掲げる特定施設に係るものをいう。
- 9 「その他の化学工業製品製造業」とは、施行令別表第1第21号、第22号、第23号、第24号から第27号まで、第38号、第39号、第41号から第45号まで及び第48号から第50号までに掲げる特定施設に係るものをいう。
- 10 「合併処理」及び「単独処理」は、建築基準法施行令第32条の規定に基づき、し尿浄化槽の構造を指定する件（昭和55年建設省告示第1292号。以下「昭和55年建設省告示」という）に定めるところによる。
- 11 ( )内の数値は日間平均値による許容限度で1日の排出水の平均的な汚水状態について定めたものである。
- 12 この表に掲げる上乗せ排水基準は、通常の排水量が50m<sup>3</sup>/日以上である特定事業場に係る排出水について適用する。
- 13 BODに係る上乗せ排水基準は、海域以外の公共用水域に排出される排出水及びし尿処理施設、指定地域特定施設又は下水道終末処理施設を設置する特定事業場から排出される排出水に限って適用し、CODに係る上乗せ排水基準は、海域に排出される排出水（し尿処理施設又は下水道終末処理施設を設置する特定事業場から排出される排出水を除く）に限って適用する。
- 14 「下水道整備地域」とは、下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第8号に規定する処理区域をいう。
- 15 下水道整備地域に所在するものの上乗せ排水基準の適用については、次のとおりとする。
  - (1) 下水道整備地域に所在するものの上乗せ排水基準は、一の特定事業場がそれ以外の地域に所在するとした場合における上乗せ排水基準に比べ、厳しい場合に限り適用する。
  - (2) 下水道整備地域に所在していなかった特定事業場が下水道整備地域に所在することとなった場合においては、当該地域につき終末処理場による下水の処理が開始された後1年を経過した日から適用する。
- 16 食料品製造業のうちみかん缶詰製造業に係るBOD又はCODについての上乗せ排水基準は、その排出水の量のいかんにかかわらず、食料品製造業につき定められたBOD又はCODについての上乗せ排水基準のうち、最大の許容限度のものを適用する。
- 17 施行令別表第1第72号のし尿処理施設のみを設置する特定事業場にあつては、既設事業場及び新規事業場の区分にかかわらず、当該し尿処理施設につき定められた上乗せ排水基準を適用する。
- 18 指定地域特定施設に係る上乗せ排水基準のうち、平成3年7月31日以前に設置されたものにあつては、一の特定事業場が指定地域特定施設のみを特定施設として設置する場合に限って適用する。
- 19 一の特定事業場が二以上の業種（施設）に該当する場合における上乗せ排水基準の適用は、次のとおりとする。
  - (1) 施行令別表第1第66号の3、第66号の6から第66号の8まで、第68号の2又は第71号の2に掲げる施設を設置する特定事業場（製造業に係る特定事業場を除く）が施行令別表第1第72号に掲げるし尿処理施設を設置する場合又は平成3年8月1日以後に指定地域特定施設を設置する場合にあつては、既設事業場及び新規事業場の区分にかかわらず、当該し尿処理施設につき定められた上乗せ排水基準を適用する。
  - (2) (1)以外の特定事業場にあつては、当該事業場の主たる業種（製造業に係る特定事業場にあつては工業出荷額の数値が最大のものをいう）に係る特定施設につき定められた上乗せ排水基準を適用する。ただし、既設事業場において、既設事業場に係る施設以外の施設が特定施設として設置され、又は追加指定施設となった場合においては、既設事業場に係る上乗せ排水基準を適用する。
- 20 備考19の規定にかかわらず、一の特定事業場の二以上の業種の一に合成染料製造業が該当するときは、当該合成染料製造業に係る上乗せ排水基準に限り、当該合成染料製造業につき定められた上乗せ排水基準を適用する。
- 21 別表1の備考の規定は、この表に掲げる上乗せ排水基準について準用する。

### 別表3 大牟田水域に係る上乗せ排水基準

1 大牟田川（大牟田川港湾区域を除く。以下この表において同じ）及びこれに流入する公共用水域

業種（施設）	項目及び物質並びにその許容限度（単位 mg/L）										適用の日
	BOD	SS	n-Hex (鉱油類)	フェノール類	シアン 化合物	有機リン 化合物	Cd・ Cd 化合物	Pb・ Pb 化合物	Cr <sup>6+</sup> 化合物	As・ As 化合物	
し尿処理施設	45(30)	120(90)									
その他の施設	15(10)	100(70)	1	1	検出されないこと。	0.01	0.1	0.05	0.05		

2 大牟田川河口の中央を中心とする半径500mの円弧及び陸岸に囲まれた海域（大牟田川港湾区域を含む）並びにこれに流入する公共用水域（大牟田川及びこれに流入する公共用水域を除く）

業種（施設）	項目及び物質並びにその許容限度（単位 mg/L）						適用の日
	BOD	COD	SS	n-Hex (鉱油類)	フェノール類	Cd・ Cd 化合物	
特定事業場から排出される水（公共用水域に排出されるものを除く）の処理施設（し尿処理施設及び下水道終末処理施設を除く）		120(100)	100(70)	3	1	0.01	
その他の施設	40(30)	40(30)	100(70)	1	1	0.01	



3 1及び2を除く大牟田水域

業 種 (施 設)	項目及び物質並びにその許容限度(単位 mg/L)					適用の日
	BOD	COD	SS	n-Hex (鉱油類)	フェノール類	
① 下水道整備地域に所在する特定事業場						
全業種	30(20)	30(20)	100(70)			
② 下水道整備地域以外の地域に所在する既設特定事業場 (S48.4.1において特定施設に相当する施設を設置し、又は設置の工事に着手していた事業場)						
非鉄金属製造業		40(30)	100(70)			
鉱業及び水洗炭業	70(50)	70(50)				
と畜業	120(90)					
し尿処理施設 (合併処理に限る)	45(30)		120(90)			
動物系飼料製造業	120(90)		100(70)			
下水道終末処理施設	30(20)		100(70)			
その他の施設	120(90)	120(90)	150(120)			H2.4.1～
② 下水道整備地域以外の地域に所在する新規特定事業場 (S48.4.2以後に特定施設 (これに相当する施設を含む。) を設置し、又は特定事業場に該当することとなった事業場)						
し尿処理施設	45(30)		120(90)			
追加指定施設	120(90)	120(90)	150(120)			H2.4.1～
その他の施設	30(20)	30(20)	100(70)	1	1	

備考

- 別表1の備考並びに別表2の備考2、11から15まで、17及び19の規定は、この表に掲げる上乘せ排水基準について準用する。
- 「既設事業場」とは、昭和49年改正政令による改正前の施行令別表第1に掲げる施設を設置している特定事業場であって昭和48年4月1日以前に当該施設を設置し、又は設置の工事に着手していたものをいい、「新規事業場」とは、これら以外の特定事業場をいう。
- 「追加指定施設」とは、別表2の備考4(2)から(9)までに掲げる特定施設をいう。
- 2の項においてその他の施設に係るカドミウム及びその化合物の許容限度は、非鉄金属製造業に係る特定事業場から排出される排出水に限って適用する。
- 「合併処理」は、昭和55年建設省告示による廃止前の建築基準法施行令の規定に基づきし尿浄化槽の構造を指定する件 (昭和44年建設省告示第1726号。以下「廃止前の建設省告示」という。) に定めるところによる。
- この表において「有機リン化合物」とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。
- 「検出されないこと。」とは、水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づく排水基準を定める条例第4条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。

別表4 博多湾水域に係る上乘せ排水基準

- 那珂川、御笠川及び河口海域 (福岡市博多区沖浜町中央埠頭西端、同市中央区那の津5丁目須崎埠頭北端及び同市博多区築港本町博多埠頭西端を上記の順に結んだ直線並びに同市博多区築港本町博多埠頭西端から同市博多区沖浜町中央埠頭西端に至る海岸線によって囲まれた海域に限る) 並びにこれらに流入する公共用水域

業 種 (施 設)	項目及び物質並びにその許容限度(単位 mg/L)					適用の日
	BOD	COD	SS	n-Hex		
				動植物油脂類	鉱油類	
① 下水道整備地域に所在する特定事業場						
全業種	30(20)	30(20)	100(70)			
② 下水道整備地域以外の地域に所在する既設特定事業場 (S48.4.1において特定施設に相当する施設を設置し、又は設置の工事に着手していた事業場)						
畜産食料品製造業、水産食料品製造業、小麦粉製造業、パン製造業、菓子製造業、飲料製造業、ぶどう糖製造業、水あめ製造業、繊維製品製造業及びと畜業	80(60)		100(80)	15		
砂糖製造業	80(60)	80(60)	100(80)			
パルプ製造業及び紙製造業	80(60)		100(70)			
写真現像業	80(60)	80(60)				
し尿処理施設	合併処理	45(30)	120(90)			
	単独処理	120(90)	150(120)			
下水道終末処理施設	30(20)		100(70)			
合成樹脂製造業					1	
その他の施設	120(90)		150(120)			H2.4.1～
③ 下水道整備地域以外の地域に所在する新規特定事業場 (S48.4.2以後に特定施設 (これに相当する施設を含む。) を設置し、又は特定事業場に該当することとなった事業場)						
し尿処理施設	45(30)		120(90)			
追加指定施設	120(90)		150(120)			H2.4.1～
その他の施設	30(20)	30(20)	100(70)	20	1	

2 1を除く博多湾水域

業 種 (施 設)	項目及び物質並びにその許容限度(単位 mg/L)						適用の日	
	BOD	COD	SS	n-Hex		フェノール類		
				動植物油脂類	鉱油類			
① 下水道整備地域に所在する特定事業場								
全業種	30(20)	30(20)	100(70)					
② 下水道整備地域以外の地域に所在する既設特定事業場 (S49.8.1において特定施設に相当する施設を設置し、又は設置の工事に着手していた事業場)								
畜産食料品製造業、水産食料品製造業及び飲料製造業	120(90)	120(90)	150(120)	20				
セメント製品製造業			70(50)					
と畜業	80(60)	80(60)	100(70)					
し尿処理施設	し尿処理浄化槽	処理対象人員が2,001人以上	45(30)	100(70)				
		処理対象人員が2,000人以下	80(60)	120(90)				
		その他のし尿処理施設	45(30)	100(70)				
		下水道終末処理施設	30(20)	100(70)				
		その他の施設	120(90)	120(90)	150(120)		H2.4.1～	
③ 下水道整備地域以外の地域に所在する新規特定事業場 (S49.8.2以後に特定施設(これに相当する施設を含む。)を設置し、又は特定事業場に該当することとなった事業場)								
		し尿処理施設	45(30)	100(70)				
		下水道終末処理施設	30(20)	100(70)				
		追加指定施設	120(90)	120(90)	150(120)		H2.4.1～	
その他の施設		通常の排水量が2,000m <sup>3</sup> /日以上のも	30(20)	30(20)	30(25)	2	2	1
		通常の排水量が500m <sup>3</sup> /日以上2,000m <sup>3</sup> /日未満のもの	50(40)	50(40)	70(50)	10	2	1
		通常の排水量が500m <sup>3</sup> /日未満のもの	80(60)	80(60)	100(70)	15	2	1

備考

- 別表1の備考並びに別表2の備考2、11から15まで、17及び19の規定(1の項に係る上乗せ排水基準については、同表の備考13の規定を除く)は、この表に掲げる上乗せ排水基準について準用する。
- 1の項において「既設事業場」とは、昭和49年改正政令による改正前の施行令別表第1に掲げる施設を設置している特定事業場であって、昭和48年4月1日以前に当該施設を設置し、又は設置の工事に着手していたものをいい、同項において「新規事業場」とは、これら以外の特定事業場をいう。
- 2の項において「既設事業場」とは、昭和49年改正政令による改正前の施行令別表第1に掲げる施設を設置している特定事業場であって、昭和49年8月1日以前に当該施設を設置し、又は設置の工事に着手していたものをいい、同項において「新規事業場」とは、これら以外の特定事業場をいう。
- 「追加指定施設」とは、別表2の備考4(2)から(9)までに掲げる特定施設をいう。
- 「合併処理」及び「単独処理」は、廃止前の建設省告示に定めるところによる。

別表 5 遠賀川・筑後川・矢部川水域に係る上乘せ排水基準

業 種 (施 設)			項目及び物質並びにその許容限度(単位mg/L)					適用の日
			BOD 又は COD	SS	n-Hex		フェノール 類	
					動植物油脂類	鉱油類		
① 下水道整備地域に所在する特定事業場								
全業種			30(20)	100(70)				
② 下水道整備地域以外の地域に所在する既設特定事業場 (S49.8.1において特定施設に相当する施設を設置し、又は設置の工事に着手していた事業場)								
食料品 製造業	蒸りゆう酒・混成酒製造業		120(90)	100(70)				
	その他の食料 品製造業	通常の排水量が500m <sup>3</sup> /日以上のもの	80(60)	100(70)	15			
		通常の排水量が500m <sup>3</sup> /日未満のもの	120(90)	150(120)	20			
染色整理業及び繊維製品製造業			120(90)	150(120)				
紙製造業、セメント製品製造業、生コンクリート製造業及び砕石業				70(50)				
と畜業			80(60)	100(70)				
し尿処理 施設	し尿 浄化槽	処理対象人員が2,001人以上	45(30)	100(70)				
		処理対象人員が2,000人以下	80(60)	100(90)				
	その他のし尿処理施設		45(30)	100(70)				
下水道終末処理施設			30(20)	100(70)				
その他の施設			120(90)	150(120)			H2.4.1～	
③ 下水道整備地域以外の地域に所在する新規特定事業場 (S49.8.2以後に特定施設 (これに相当する施設を含む。) を設置し、又は特定事業場に該当することとなった事業場)								
し尿処理施設			45(30)	100(70)				
下水道終末処理施設			30(20)	100(70)				
追加指定施設			120(90)	150(120)			H2.4.1～	
その 他の 施設	通常の排水量が2,000m <sup>3</sup> /日以上のもの		30(20)	30(25)	2	2	1	
	通常の排水量が500m <sup>3</sup> /日以上2,000m <sup>3</sup> /日未満のもの		50(40)	70(50)	10	2	1	
	通常の排水量が500m <sup>3</sup> /日未満のもの		80(60)	100(70)	15	2	1	

備考

- 別表2の備考2、7、11から17まで及び19の規定は、この表に掲げる上乘せ排水基準について準用する。この場合において、同表の備考15中「下水道整備地域に所在するもの」とあるのは「下水道整備地域に所在する特定事業場」と読み替えるものとする。
- 「既設事業場」とは、昭和49年改正政令による改正前の施行令別表第1に掲げる施設を設置している特定事業場であって、昭和49年8月1日以前に当該施設を設置し、又は設置の工事に着手していたものをいい、「新規事業場」とは、これら以外の特定事業場をいう。
- 「追加指定施設」とは、別表2の備考4(2)から(9)までに掲げる特定施設をいう。

別表 6 筑前海水域に係る上乘せ排水基準

業 種 (施 設)	項目及び物質並びにその許容限度(単位 mg/L)						適用の日
	BOD 又は COD	SS	n-Hex		フェノール類		
			動植物油脂類	鉱油類			
① 下水道整備地域に所在する特定事業場							
全業種	30(20)	100(70)					
② 下水道整備地域以外の地域に所在する既設特定事業場 (S53. 1. 1において特定施設に相当する施設を設置し、又は設置の工事に着手していた事業場)							
食料品製造業	通常の排水量が500m <sup>3</sup> /日以上のもの	80(60)	100(70)				H2. 4. 1~
	通常の排水量が500m <sup>3</sup> /日未満のもの	120(90)	150(120)				
金属製品製造業、酸又はアルカリによる表面処理施設及び畜房施設		80(60)	100(70)				
し尿処理施設		45(30)	100(70)				
下水道終末処理施設		30(20)	100(70)				
その他の施設		120(90)	150(120)				
③ 下水道整備地域以外の地域に所在する新規特定事業場 (S53. 1. 2以後に特定施設 (これに相当する施設を含む。) を設置し、又は特定事業場に該当することとなった事業場)							
し尿処理施設		45(30)	100(70)				H2. 4. 1~
下水道終末処理施設		30(20)	100(70)				
追加指定施設		120(90)	150(120)				
その他の施設	通常の排水量が2, 000m <sup>3</sup> /日以上のもの	30(20)	30(25)	2	2	1	H2. 4. 1~
	通常の排水量が500m <sup>3</sup> /日以上2, 000m <sup>3</sup> /日未満のもの	50(40)	70(50)	10	2	1	
	通常の排水量が500m <sup>3</sup> /日未満のもの	80(60)	100(70)	15	2	1	

備考

- 別表 2 の備考 2、7、11 から 17 まで及び 19 の規定は、この表に掲げる上乘せ排水基準について準用する。この場合において、同表の備考 15 中「下水道整備地域に所在するもの」とあるのは「下水道整備地域に所在する特定事業場」と読み替えるものとする。
- 「既設事業場」とは、瀬戸内海環境保全臨時措置法施行令及び水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令 (昭和 54 年政令第 132 号) による改正前の水質汚濁防止法施行令別表第 1 に掲げる施設を設置している特定事業場であって、昭和 53 年 1 月 1 日以前に当該施設を設置し、又は設置の工事に着手していたものをいい、「新規事業場」とは、これら以外の特定事業場をいう。
- 「追加指定施設」とは、別表 2 の備考 4(2) から (9) までに掲げる特定施設をいう。
- 「畜房施設」とは、施行令別表第 1 第 1 号の 2 に掲げる特定施設に係るものをいう。

## 福岡県小規模事業場排水水質改善指導要領

### 第1 (目的)

この要領は、水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)の規定に基づく特定事業場のうち、1日当たりの平均排水量50立方メートル未満の特定事業場(以下「小規模事業場」という。)について、排水の水質改善につき適正な指導を行うために必要な事項を定めるもので、もって公共用水域の水質の保全に寄与することを目的とする。

### 第2 (指導対象事業場)

環境部及び保健福祉環境事務所(以下「保健福祉環境事務所等」という。)において、重点的に指導する小規模事業場は、1日当たりの平均排水量30立方メートル以上50立方メートル未満の事業場及び1日当たりの平均排水量30立方メートル未満の事業場であっても特に負荷量が多いと認められる事業場(以下「指導対象事業場」という。)とする。

### 第3 (事業者への啓発)

保健福祉環境事務所等は、指導対象事業場の届出者に対して、この要領の円滑な推進を図るため、当該事業場が第5に定める指導基準を遵守することはもとより、進んで公共用水域の水質保全に努めるよう啓発するものとする。

### 第4 (指導)

- 1 保健福祉環境事務所等は、他の県関係機関と緊密な連携をとり、必要に応じ関係市町村長の協力を得て、指導対象事業場の届出者に対し、水質改善対策の実施について適切な指導及び助言を行うものとする。
- 2 前項の具体的な指導及び助言は、次の各号に掲げる事項によるものとする。
  - 1) 作業工程の合理化等による汚濁負荷量の削減に係る技術的助言
  - 2) 汚水等の処理の方法に係る技術的助言
  - 3) 汚水等処理施設の適正管理に係る技術的指導
  - 4) 排水水等の水質測定に係る技術的指導
  - 5) 汚水等処理施設の設置等公害防止施設整備に関する各種制度資金のあっ旋等に係る助言
  - 6) その他保健福祉環境事務所等が必要と認める事項に係る指導及び助言

### 第5 (指導基準)

- 1 第4に定める指導及び助言の目標とする排水の水質の基準(以下「指導基準」という。)は、別表に定めるとおりとする。
- 2 保健福祉環境事務所等は、排水先公共用水域の水質に与える影響、汚水等処理技術の開発状況その他の社会的条件及び自然的条件等を勘案し、前項の指導基準による指導が適切でないと判断される場合には、必要に応じて前項の指導基準にかえて適用する特別の指導基準を定め得るものとする。

### 第6 (立入調査等)

- 1 保健福祉環境事務所等は、指導対象事業場に立ち入り、排水の性状等について調査を行うものとする。
- 2 前項の具体的調査事項は、次の各号に掲げる事項によるものとする。
  - 1) 特定施設の使用状況
  - 2) 汚水等処理施設の管理及び運転状況
  - 3) 用排水の系統に関する状況
  - 4) 排水水等の汚染状態及び量
  - 5) 排水口付近の公共用水域の状況
  - 6) その他保健福祉環境事務所等が必要と認める事項

### 第7 (行政措置)

保健福祉環境事務所等は、指導対象事業場の届出者が、当該事業場の排水口において、指導基準に適合しない排水を継続して排出する場合、若しくは排出するおそれがあると認められる場合には、その者に対して、汚水等の処理の方法の改善等の水質改善対策を講ずるよう指導、勧告を行うものとする。

別表 (第5関係)  
指導基準

項 目	基 準 値	適 用
水素イオン濃度 (pH)	5.8 以上 8.6 以下	海域に排出されるものについては5.0 以上9.0以下
生物化学的酸素要求量 (BOD)	160 mg/L 以下 (日間平均120 mg/L 以下)	海域及び湖沼以外に排出されるものに 適用
化学的酸素要求量 (COD)	160 mg/L 以下 (日間平均120 mg/L 以下)	海域及び湖沼並びに瀬戸内海水域に排 出されるものに適用
浮遊物質量 (SS)	200 mg/L 以下 (日間平均150 mg/L 以下)	
ノルマルヘキサン 抽出物質含有量 (n-Hex)	動植物油脂類 含有量	30mg/L 以下
	鉱油類含有量	5mg/L 以下
大腸菌群数	日間平均3,000個/cm <sup>3</sup> 以下	



## (3) 水質汚濁防止法による届出特定事業場数

(瀬戸内海環境保全特別措置法による許可を含む)

(平成30年度末現在)

号・番号	業種 (施設)	事業場数(うち、有害物質使用特定事業場)				
		県	北九州市	福岡市	久留米市	合計
1	鉱業又は水洗炭業	8	1			9
1の2	畜産農業又はサービス業	446 (1)	1	17	31	495 (1)
2	畜産食料品製造業	75 (1)	3	2	7	87 (1)
3	水産食料品製造業	70	6	6	10	92
4	野菜、果実保存食料品製造業	101	2		6	109
5	みそ、しょう油等調味料製造業	146	2	5	11	164
6	小麦粉製造業	1				1
7	砂糖製造業		1	1		2
8	パン、菓子、あんの製造業	16			4	20
9	米菓、こうじ製造業	6				6
10	飲料製造業	77 (2)	3	2	24	106 (2)
11	動物系飼料又は有機質肥料製造業	7	2			9
12	動植物油脂製造業	11	2			13
13	イースト製造業					
14	でん粉又は化工でん粉製造業	2				2
15	ぶどう糖、水あめ製造業					
16	麺類製造業	56		4	6	66
17	豆腐、煮豆製造業	161	3	5	16	185
18	インスタントコーヒー製造業	1				1
18の2	冷凍調理食品製造業	19		2	1	22
18の3	たばこ製造業					
19	紡績業、繊維製品製造業	34		1	4	39
20	洗毛業					
21	化学繊維製造業					
21の2	一般製材業又は木材チップ製造業	3			1	4
21の3	合板製造業	31			3	34
21の4	パーティクルボード製造業					
22	木材薬品処理業	4	1			5
23	パルプ、紙、紙加工品製造業	13	1			14
23の2	新聞業、出版業、印刷又は製版業	18 (2)	2	4 (1)	5	29 (3)
24	化学肥料製造業	1	2 (2)			3 (2)
25	削除					
26	無機顔料製造業		1			1
27	無機化学工業製品製造業(25、26号を除く)	9 (5)	9 (3)	1		19 (8)
28	カーバイト法アセチレン誘導品製造業		1			1
29	コールタル製品製造業		2 (2)			2 (2)
30	発酵工業					
31	メタン誘導品製造業					
32	有機顔料又は合成染料の製造業		1 (1)			1 (1)
33	合成樹脂製造業	3 (1)	2	1		6 (1)
34	合成ゴム製造業					
35	有機ゴム薬品製造業					
36	合成洗剤製造業					
37	石油化学工業(31～36、51号を除く)		1 (1)			1 (1)
38	石けん製造業	2			1	3
38の2	界面活性剤製造業					
39	硬化油製造業					
40	脂肪酸製造業		1			1
41	香料製造業					
42	ゼラチン又はにかわの製造業					
43	写真感光材料製造業					
44	天然樹脂製品製造業	1				1
45	木材化学工業					
46	有機化学工業製品製造業(28～45号を除く)	4 (3)	2 (1)			6 (4)

号・番号	業 種 (施 設)	事業場数(うち、有害物質使用特定事業場)				
		県	北九州市	福岡市	久留米市	合 計
47	医薬品製造業	2 (2)	1 (1)			3 (3)
48	火薬製造業					
49	農薬製造業	1				1
50	試薬の製造業					
51	石油精製業		2			2
51の2	ゴム製品製造業	1 (1)	2		1	4 (1)
51の3	医療用若しくは衛生用ゴム製品製造業					
52	皮革製造業					
53	ガラス又はガラス製品の製造業	10 (3)	2			12 (3)
54	セメント製品製造業	76 (1)	7	6	5	94 (1)
55	生コンクリート製造業	68	11	18	8	105
56	有機質砂かべ材製造業	2 (1)				2 (1)
57	人造黒鉛電極製造業					
58	窯業原料の精製業		1			1
59	砕石業	10	2			12
60	砂利採取業	9	1	3		13
61	鉄鋼業	3	6 (3)			9 (3)
62	非鉄金属製造業	4 (2)	2 (1)			6 (3)
63	金属製品又は機械器具製造業	34 (9)	3 (1)	3 (3)	3	43 (13)
63の2	空きびん卸売業				1	1
63の3	石炭を燃料とする火力発電施設	2	3 (1)			5 (1)
64	ガス供給業又はコークス製造業		2 (2)			2 (2)
64の2	水道施設	28	1	2	2 (1)	33 (1)
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	70 (37)	13 (5)	2	3 (1)	88 (43)
66	電気めっき施設	8 (6)	5 (5)	1 (1)	4 (4)	18 (16)
66の2	エチレンオキサライド又は1,4-ジオキサンの混合施設					
66の3	旅館業	676	14	31	37	758
66の4	共同調理場	21				21
66の5	弁当仕出屋又は弁当製造業	21	1		4	26
66の6	飲食店(66の7及び66の8を除く)	34	2	6	1	43
66の7	そば店、うどん店、すし店、喫茶店等	1				1
66の8	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ等	1				1
67	洗濯業	377 (7)	2	36	42	457 (7)
68	写真現像業	76 (10)	1		6	83 (10)
68の2	病院	28 (3)	4	4	2 (1)	38 (4)
69	と畜業又は死亡獣畜取扱業	3				3
69の2	中央卸売市場					
69の3	地方卸売市場	3				3
70	廃油処理施設		1			1
70の2	自動車分解整備事業	24	6	6	1	37
71	自動式車両洗浄施設	608	30	56	61	755
71の2	試験研究機関	57 (17)	5 (5)	1 (1)	7 (4)	70 (27)
71の3	ごみ処理施設	14				14
71の4	産業廃棄物処理施設	4	4 (3)	3		11 (3)
71の5	トリクロエチレン、テトラクロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設	6 (5)	1 (1)			7 (6)
71の6	トリクロエチレン、テトラクロエチレン又はジクロロメタンの蒸留施設	1 (1)	1 (1)		1 (1)	3 (3)
72	し尿処理施設	327	2	6	19	354
73	下水道終末処理施設	34	5	8	3	50
74	特定事業場から排出される水の処理施設	7 (2)	2		1	10 (2)
みなし指定地域特定施設		110	9			119
有害物質使用特定施設(公共用水域等への排水なし)		51 (51)	94 (94)	119 (119)		264 (264)
計		4,138 (173)	300 (133)	362 (125)	342 (12)	5,142 (443)
上記のうち排水基準適用特定事業場	排水量50 m <sup>3</sup> /日以上のも	662	57	26	41	786
	排水量50 m <sup>3</sup> /日未満で有害物質に係るもの	78	15	3	9	105
	計	740	72	29	50	891
有害物質貯蔵指定施設を設置している工場又は事業場		61	59	13	1	134
(うち特定施設を設置していない工場又は事業場)		(15)	(11)	(5)	(1)	(32)

(注1) 「号・番号」は、水質汚濁防止法施行令別表第1に掲げる業種又は施設ごとの号、番号を示す。  
(注2) 複数の特定施設を有する事業場については、主要な1業種又は1施設の号・番号に計上している。

資料

## 9 土壤関係資料

### (1) 土壤の汚染に係る環境基準

(平成3年8月23日環境庁告示第46号)

項目	環境上の条件
カドミウム	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg につき 0.4mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機機 燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
砒素	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
P C B	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌 1kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
クロロエチレン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1, 2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1, 1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること。
1, 2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1, 1, 1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1, 1, 2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.03mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
1, 3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1L につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1, 4-ジオキサン	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。

平成 31 年 4 月 1 日改正

(備考)

- 1 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表（略）に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。
- 2 カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1L につき 0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1L につき 0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3mg とする。
- 3 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 4 有機機とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。

(2) 土壤汚染に係る指定基準

ア 土壤含有量基準

特定有害物質の種類	基準値	
第2種特定有害物質 (重金属類)	カドミウム及びその化合物	土壤1kgにつきカドミウム150mg以下であること
	六価クロム化合物	土壤1kgにつき六価クロム250mg以下であること
	シアン化合物	土壤1kgにつき遊離シアン50mg以下であること
	水銀及びその化合物	土壤1kgにつき水銀15mg以下であること
	セレン及びその化合物	土壤1kgにつきセレン150mg以下であること
	鉛及びその化合物	土壤1kgにつき鉛150mg以下であること
	砒素及びその化合物	土壤1kgにつき砒素150mg以下であること
	ふっ素及びその化合物	土壤1kgにつきふっ素4000mg以下であること
	ほう素及びその化合物	土壤1kgにつきほう素4000mg以下であること

イ 土壤溶出量基準

特定有害物質の種類	基準値	
第1種特定有害物質 (揮発性有機化合物)	クロロエチレン	検液1Lにつき0.002mg以下であること
	四塩化炭素	検液1Lにつき0.002mg以下であること
	1,2-ジクロロエタン	検液1Lにつき0.004mg以下であること
	1,1-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.1mg以下であること
	1,2-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.04mg以下であること
	1,3-ジクロロプロペン	検液1Lにつき0.002mg以下であること
	ジクロロメタン	検液1Lにつき0.02mg以下であること
	テトラクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること
	1,1,1-トリクロロエタン	検液1Lにつき1mg以下であること
	1,1,2-トリクロロエタン	検液1Lにつき0.006mg以下であること
	トリクロロエチレン	検液1Lにつき0.03mg以下であること
	ベンゼン	検液1Lにつき0.01mg以下であること
	第2種特定有害物質 (重金属類)	カドミウム及びその化合物
六価クロム化合物		検液1Lにつき六価クロム0.05mg以下であること
シアン化合物		検液中にシアンが検出されないこと
水銀及びその化合物		検液1Lにつき水銀0.0005mg以下であり、かつ、検液中にアルキル水銀が検出されないこと
セレン及びその化合物		検液1Lにつきセレン0.01mg以下であること
鉛及びその化合物		検液1Lにつき鉛0.01mg以下であること
砒素及びその化合物		検液1Lにつき砒素0.01mg以下であること
ふっ素及びその化合物		検液1Lにつきふっ素0.8mg以下であること
ほう素及びその化合物	検液1Lにつきほう素1mg以下であること	
第3種特定有害物質 (農薬類)	シマジン	検液1Lにつき0.003mg以下であること
	チウラム	検液1Lにつき0.006mg以下であること
	チオベンカルブ	検液1Lにつき0.02mg以下であること
	PCB	検液中に検出されないこと
	有機りん化合物	検液中に検出されないこと

備考：法に基づく土壤汚染状況調査の結果が上記基準を満たしていない場合、「要措置区域」又は「形質変更時要届出区域」に指定されることになります。

10 一般廃棄物関係資料

(1) 可燃ごみ処理施設

(令和元年7月1日現在)

市町村圏	設置者	構成市町村	施設名	竣工年月	型式	能力 (トン/日)
北九州	北九州市	—	日明工場	平成3年3月	ス・全連	200 × 3炉
			新門司工場	平成19年3月	ガ溶・全連	240 × 3炉
			皇后崎工場	平成10年7月	ス・全連	270 × 3炉
	遠賀・中間地域広域行政事務組合	中間市・水巻町・芦屋町・岡垣町・遠賀町	遠賀・中間リレーセンター	平成19年3月	中継	199
福岡	福岡市	—	西部工場	平成4年3月	ス・全連	250 × 3炉
			臨海工場	平成13年3月	ス・全連	300 × 3炉
	(株)福岡クリーンエナジー	福岡市	株式会社福岡クリーンエナジー東部工場	平成17年8月	ス・全連	300 × 3炉
	須恵町外二ヶ町清掃施設組合	篠栗町・須恵町・粕屋町	クリーンパークわかすごみ燃料化施設	平成14年12月	RDF	59 × 3炉
	糸島市	—	クリーンセンターごみ溶融処理施設	平成12年3月	ガ溶・全連	100 × 2炉
	女界環境組合	宗像市・古賀市・福津市・新宮町	古賀清掃工場焼却施設	平成15年3月	ガ溶・全連	130 × 2炉
			宗像清掃工場ガス化溶融施設	平成15年6月	ガ溶・全連	80 × 2炉
	筑紫野・小郡・基山清掃施設組合	小郡市・筑紫野市・基山町	クリーンヒル宝満熱回収施設	平成20年3月	ガ溶・全連	125 × 2炉
福岡都市圏南部環境事業組合	福岡市・春日市・大野城市・太宰府市・那珂川市	福岡都市圏南部工場	平成28年3月	ス・全連	170 × 3炉	
久留米	久留米市	—	上津クリーンセンター	平成5年3月	ス・全連	100 × 3炉
			宮ノ陣クリーンセンター	平成28年6月	ス・全連	81.5 × 2炉
	大川市	—	大川市清掃センター	平成4年8月	流・准連	45 × 2炉
	うきは久留米環境施設組合	久留米市・うきは市	耳納クリーンステーション	平成16年8月	RDF	61 × 1炉
朝倉	甘木・朝倉・三井環境施設組合	久留米市・朝倉市・筑前町・大刀洗町・東峰村	サン・ポート溶融施設	平成14年12月	ガ溶・全連	60 × 2炉
有明	柳川市	—	柳川市クリーンセンター	平成3年3月	ス・准連	50 × 2炉
	みやま市	—	みやま市清掃センター	平成6年3月	ス・パ	25 × 2炉
	大牟田・荒尾清掃施設組合	大牟田市・荒尾市	大牟田・荒尾RDFセンター	平成14年11月	RDF	75 × 3炉
	大牟田リサイクル発電(株)	—	大牟田リサイクル発電所	平成14年12月	流・全連	315 × 1炉
八女・筑後	八女西部広域事務組合	八女市・筑後市・大川市・大木町・広川町	八女西部クリーンセンター	平成12年3月	ガ溶・全連	110 × 2炉
飯塚	ふくおか県央環境広域施設組合	飯塚市・嘉麻市・桂川町	飯塚市クリーンセンター	平成10年4月	ガ溶・全連	90 × 2炉
			嘉麻市嘉麻クリーンセンター	昭和62年3月	ス・准連・+溶	20 × 2炉
			ごみ燃料化センター	平成14年8月	RDF	54 × 1炉
			桂苑	平成6年3月	流・准連	37 × 2炉
田川	田川地区清掃施設組合	田川市・川崎町	田川市川崎町清掃センター	昭和62年3月	ス・全連	45 × 2炉
	下田川清掃施設組合	糸田町・福智町	下田川塵芥清掃センター	昭和50年3月	ス・パ	20 × 2炉
	田川郡東部環境衛生施設組合	香春町・添田町・大任町・赤村	田川郡東部じん荼処理センター	平成7年12月	ス・パ	22 × 2炉
直方・鞍手	直方市	—	直方市可燃物中継所	平成13年3月	中継	113
	宮若市外二町じん荼処理施設組合	宮若市・小竹町・鞍手町	くらじクリーンセンター	平成14年9月	RDF	66 × 1炉
京築	苅田エコプラント(株)	苅田町	苅田エコプラント	平成10年11月	RDF	42 × 1炉
	築上町	—	ごみ固形燃料化施設	平成12年3月	RDF	25 × 1炉
	豊前市外二町清掃施設組合	豊前市・吉富町・上毛町	豊前市外二町清掃センター	平成14年2月	ス・准連・+溶	35 × 2炉
	行橋市みやこ町清掃施設組合	行橋市・みやこ町	みやこ処理場	平成17年3月	中継	143
計			36施設			

## (2) 粗大ごみ処理施設等

(令和元年7月1日現在)

市町村圏	設置者	構成市町村	施設名	竣工年月	型式	能力 (トン/日)
北九州	北九州市	—	日明粗大ごみ資源化センター	平成4年5月	併用	200.0
			日明かんびん資源化センター	平成5年7月	選別 圧縮	53.0
			新門司工場	平成19年3月	破砕	50.0
			皇后崎工場	平成10年6月	破砕	50.0
			本城かんびん資源化センター	平成9年10月	選別 圧縮	63.0
	日本資源流通(株)	北九州市	北九州市プラスチック資源化センター	平成19年2月	選別 圧縮	60.0
	遠賀・中間地域広域行政事務組合	中間市・水巻町・芦屋町・岡垣町・遠賀町	中間・遠賀リサイクルプラザ	平成13年3月	選別 圧縮梱包	27.6
遠賀・中間リレーセンター			平成19年3月	選別圧縮	24.0	
福岡	福岡市	—	西部工場粗大ごみ処理施設	平成4年3月	破砕	50.0
			東部資源化センター	昭和61年9月	併用	100.0
			西部資源化センター	平成6年7月	併用	200.0
			臨海工場粗大ごみ処理施設	平成13年3月	破砕	50.0
			緑のリサイクルセンター	平成8年2月	選別 堆肥化	25.0
	太宰府市	—	環境美化センター	平成3年3月	併用	21.0
	那珂川市	—	エコピア・なかがわ	平成17年10月	選別	16.0
	糸島市	—	糸島市クリーンセンターリサイクルプラザ	平成12年3月	選別 圧縮梱包	35.0
	玄界環境組合	宗像市・古賀市・福津市・新宮町	古賀清掃工場	平成15年3月	選別、破砕 圧縮梱包	48.0
			宗像清掃工場	平成15年6月	選別、破砕 圧縮梱包	40.0
	須恵町外二ヶ町清掃施設組合	篠栗町・須恵町・粕屋町	クリーンパークわかすざリサイクルプラザ	平成15年2月	併用	30.0
	宇美町・志免町衛生施設組合	宇美町・志免町	宇美志免リサイクルセンター	平成21年7月	選別、破砕 圧縮梱包	12.0
	春日大野城衛生施設組合	春日市・大野城市	春日大野城リサイクルプラザ	平成7年3月	選別、破砕 圧縮	45.0
	筑紫野・小郡・基山清掃施設組合	小郡市・筑紫野市・基山町	クリーンヒル宝満リサイクルセンター	平成20年3月	破砕 選別	44.0
久留米	うきは久留米環境施設組合	久留米市・うきは市	耳納クリーンステーション	平成16年8月	選別 その他	18.0
			久留米市破砕施設	平成12年3月	破砕	64.0
	久留米市	—	宮ノ陣クリーンセンター	平成28年2月	選別圧縮	22.5
朝倉	甘木・朝倉・三井環境施設組合	久留米市・朝倉市・筑前町・大刀洗町・東峰村	サン・ボートリサイクルプラザ	平成14年12月	選別、破砕 圧縮梱包	30.0
有明	大牟田市	—	大牟田市リサイクルプラザ	平成15年3月	併用	66.0
			みやま市	—	みやま市清掃センター	平成6年3月
八女・筑後	八女西部広域事務組合	八女市・筑後市・大川市・大木町・広川町	八女西部クリーンセンター	平成12年3月	選別 その他	50.0
飯塚	ふくおか県中央環境広域施設組合	飯塚市・嘉麻市・桂川町	飯塚市リサイクルプラザ	平成10年3月	併用	35.0
			桂苑	平成6年3月	併用	20.0
			リサイクルプラザ	平成11年3月	併用	12.0
田川	田川郡東部環境衛生施設組合	香春町・添田町・大任町・赤村	田川郡東部じん芥処理センター	平成7年12月	併用	12.0
	田川地区清掃施設組合	田川市・川崎町	田川市川崎町清掃センター資源回収施設	昭和62年3月	破砕	30.0
直方・鞍手	宮若市外二町じん芥処理施設組合	宮若市・小竹町・鞍手町	泉水最終処分場	昭和62年1月	併用	40.0
京築	苺田エコプラント(株)	苺田町	苺田エコプラント	平成10年11月	併用	10.0
	苺田町	—	リサイクルセンター	平成20年6月	選別 圧縮	4.9
	築上町	—	リサイクル施設	平成16年7月	選別 破砕	7.0
	豊前市外二町清掃施設組合	豊前市・吉富町・上毛町	豊前市外二町清掃センターリサイクルセンター	平成19年7月	選別 破砕	20.0
計				40施設		1,715.0



## (3) 最終処分場

(令和元年7月1日現在)

市町村圏	設置者	構成市町村	最終処分場名	埋立開始年	埋立地面積 (㎡)	全体容量 (㎡)	30年度埋立 実績(㎡)	残余容量 (㎡)
北九州	北九州市	—	(西地区)廃棄物処分場	平成10年	575,000	7,150,000	107,474	1,247,020
	遠賀・中間広域行政事務組合	中間市・水巻町・芦屋町・岡垣町・遠賀町	最終処分場	平成元年	29,058	209,020	1,958	33,662
福岡	福岡市	—	伏谷埋立場	昭和63年	225,000	5,027,000	64,146	2,205,848
			中田埋立場	平成8年	180,000	2,345,000	25,129	1,351,660
	宗像市	—	最終処分場	平成10年	1,400	3,560	6	2,923
	太宰府市	—	環境美化センター最終処分場	平成3年	7,000	42,550	163	14,543
	古賀市	—	不燃物埋立地	昭和62年	7,412	25,381	274	15,085
	福津市	—	不燃物処理場	昭和58年	8,657	33,983	340	10,574
	宇美町	—	最終処分場	平成5年	19,359	154,742	780	85,843
	春日大野城衛生施設組合	春日市・大野城市	最終処分場	平成6年	7,900	38,900	238	22,942
	糸島市	—	糸島市クリーンセンター	平成11年	4,800	25,600	0	2,371
	玄界環境組合	宗像市・古賀市・福津市・新宮町	古賀清掃工場	平成15年	1,770	11,505	792	10,712
			宗像清掃工場埋立処分地施設	平成15年	1,330	9,340	0	9,340
福岡都市圏南部環境事業組合	福岡市・春日市・大野城市・太宰府市・那珂川市	福岡都市圏南部最終処分場	平成28年	25,000	516,000	9,694	483,076	
久留米	久留米市	—	最終処分場	平成17年	12,300	204,000	2,199	128,543
有明	大牟田市	—	第三大浦谷埋立地	平成7年	25,300	288,277	1,788	101,100
	柳川市	—	大和干拓最終処分場	平成27年	14,200	9,600	260	7,068
	みやま市	—	埋立処分地施設	平成9年	9,070	38,888	3,618	5,451
八女・筑後	八女西部広域事務組合	八女市・筑後市・大川市・大木町・広川町	立花最終処分場	平成23年	3,260	25,000	553	14,347
飯塚	ふくおか県中央環境広域施設組合	飯塚市・嘉麻市・桂川町	飯塚市埋立処分場	平成10年	5,000	26,800	445	3,137
			嘉麻市嘉麻クリーンセンター最終処分場	平成13年	12,000	55,000	1,257	20,270
			最終処分場	平成11年	8,180	40,690	3,317	21,588
田川	田川郡東部環境衛生施設組合	香春町・添田町・大任町・赤村	最終処分場	平成8年	11,100	66,752	860	14,057
	田川地区清掃施設組合	田川市・川崎町・糸田町・福智町	最終処分場	昭和62年	15,800	146,450	2,013	14,255
直方・鞍手	宮若市外二町じん荼処理施設組合	宮若市・小竹町・鞍手町	泉水最終処分場	平成8年	10,565	64,223	1,131	31,906
京築	築上町	—	最終処分場	平成12年	2,571	9,820	194	2,255
	豊前市外二町清掃施設組合	豊前市・吉富町・上毛町	清掃センター埋立処分地	昭和60年	10,100	46,000	3,030	6,751
計				27施設	1,233,132	16,600,781	231,659	5,866,327

## (4) し尿処理施設

(令和元年7月1日現在)

市町村圏	設置者	構成市町村	施設名	竣工年月	型式	能力 (KL/日)
北九州	遠賀・中間地域広域行政事務組合	中間市・水巻町・芦屋町・岡垣町・遠賀町	曲水苑	平成8年3月	標脱	220.0
福岡	福岡市	—	中部汚泥再生処理センター	平成27年11月	固液分離	65.0
	古賀市	—	古賀市海津木苑	昭和58年5月	標脱	67.0
	宇美町・志免町衛生施設組合	宇美町・志免町	宇美志免浄化センター	平成13年3月	高負荷	70.0
	糸島市	—	糸島市し尿処理センター	平成7年3月	高負荷	96.0
	宗像地区事務組合	宗像市・福津市	宗像浄化センター	昭和54年11月	標脱	130.0
	須恵町外二ヶ町清掃施設組合	篠栗町・須恵町・粕屋町	酒水園	昭和57年10月	標脱	100.0
久留米	両筑衛生施設組合	久留米市・小郡市・筑紫野市・太宰府市・筑前町・大刀洗町	両筑苑	昭和57年10月	標脱	300.0
	うきは久留米環境施設組合	久留米市・うきは市	耳納衛生センター	平成6年3月	標脱	91.0
朝倉	朝倉市	—	環境センター	平成19年4月	高負荷 膜分離	73.0
有明	大牟田市	—	大牟田市東部環境センター	平成15年3月	高負荷	359.0
	大川柳川衛生組合	柳川市・大川市	筑水園	平成6年6月	高負荷	195.0
	みやま市	—	みやま市飯江川衛生センター バイオマスセンター	平成10年12月 平成30年12月	高負荷 膜分離 高負荷 膜分離	90.0 130.0
八女・筑後	八女市	—	八女市上陽自給肥料供給施設	昭和55年8月	液肥堆肥化	5.7
			八女市星野自給肥料供給施設	昭和56年3月	液肥堆肥化	9.7
			八女市衛生センター	昭和61年12月	標脱	33.0
	筑後市	—	筑後市衛生センター	昭和58年11月	標脱	75.0
	大木町	—	おおき循環センター	平成18年10月	高負荷 嫌気消化	41.4
八女中部衛生施設事務組合	八女市・広川町	八女中部衛生センター	昭和63年3月	標脱 高負荷	110.0	
飯塚	ふくおか県央環境広域施設組合	飯塚市・嘉麻市・桂川町・小竹町	環境センター	平成8年3月	高負荷	108.0
			汚泥再生処理センター	平成18年6月	高負荷 膜分離	146.0
			嘉麻市嘉麻浄化センター	平成9年3月	高負荷	60.0
			穂波苑	平成15年2月	高負荷 膜分離	152.0
田川	田川地区清掃施設組合	田川市・川崎町	乙女環境センター	平成2年3月	高負荷 膜分離	225.0
	下田川清掃施設組合	糸田町・福智町	下田川クリーンセンター	平成3年3月	高負荷 膜分離	93.0
	田川郡東部環境衛生施設組合	香春町・添田町・大任町・赤村	田川郡東部衛生センター	昭和60年3月	標脱	70.0
直方・鞍手	直方市	—	直方市向鶴浄園し尿処理場	昭和40年4月	嫌気消化	90.0
	鞍手町	—	鞍手町衛生センター	昭和55年4月	好気消化	45.0
	宮若市	—	緑水園	平成9年2月	高負荷 膜分離	97.0
京築	行橋市	—	音無苑	昭和60年12月	標脱	191.0
	苅田町	—	苅田町清掃事務所第二工場	昭和55年3月	標脱	100.0
	築上町	—	築上町有機液肥製造施設	平成6年3月	液肥堆肥化	23.0
			築上町第2有機液肥製造施設	平成29年10月	液肥堆肥化	19.5
	豊前市	—	豊前市環境センター	平成6年3月	高負荷 膜分離	125.0
	吉富町外1町環境衛生事務組合	吉富町・上毛町	周防苑	昭和49年3月	好気消化	20.0
計			36施設			3,825.3

## (5) コミュニティ・プラント

(令和元年7月1日現在)

市町村圏	設置者	構成市町村	施設名	竣工年月	方式	能力 (m <sup>3</sup> /日)
北九州	中間市		中間市中鶴下水処理場	昭和48年1月	標準活性汚泥	2,088
			中間市曙下水処理場	昭和53年6月	標準活性汚泥	2,208
飯塚	嘉麻市		木城団地汚水処理施設	昭和59年2月	長時間ばっ気	174
			鶴谷団地汚水処理施設	平成3年3月	長時間ばっ気	103
			望ヶ丘団地汚水処理施設	平成14年3月	長時間ばっ気	74
	飯塚市		中央東団地地域し尿処理施設	昭和62年1月	接触ばっ気	85
	桂川町		桂川町泉ヶ丘団地汚水処理施設	昭和58年3月	長時間ばっ気	120
			桂川町桂ヶ丘団地汚水処理施設	昭和63年3月	長時間ばっ気	105
田川	田川市		星美台汚水処理施設	平成10年3月	膜分離活性汚泥	410
	糸田町		糸田町大熊団地コミュニティプラント	平成8年	長時間ばっ気	68
	福智町		福智町赤池二反ヶ浦地区汚水処理施設(1号施設)	昭和58年4月	接触ばっ気	395
			福智町赤池二反ヶ浦地区汚水処理施設(2号施設)	昭和62年3月	長時間ばっ気	430
			福智町伊方東ヶ丘地区汚水処理施設	昭和59年4月	接触ばっ気	170
直方・鞍手	直方市		直方市頓野住宅団地汚水処理場	昭和52年3月	標準活性汚泥	1,820
計			14施設			8,250

## 1.1 騒音・振動関係資料

### (1) 騒音に係る環境基準（平成10年9月30日環境庁告示第64号）

#### ア 道路に面する地域以外の地域

地域の類型	基準値	
	昼間 (午前6時～午後10時)	夜間 (午後10時～午前6時)
AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下
A及びB	55 デシベル以下	45 デシベル以下
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下

(備考)

- 1 時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。
- 2 AAを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。
- 3 Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。
- 4 Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。
- 5 Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

#### ※ 騒音に係る環境基準の類型当てはめ（平成11年3月31日福岡県告示第633号）

地域の類型	当てはめる地域	参考：法に基づく規制基準		
		昼	朝・夕	夜
A	騒音規制法に基づく第1種区域	50 デシベル	45 デシベル	45 デシベル
B	騒音規制法に基づく第2種区域	60 デシベル	50 デシベル	50 デシベル
C	騒音規制法に基づく第3種区域及び第4種区域	65 デシベル	65 デシベル	55 デシベル
		70 デシベル	70 デシベル	65 デシベル

(備考) この表は、都市計画法に規定する工業専用地域及び臨港地区、港湾法に規定する臨港地区並びに航空法に規定する飛行場については適用しない。

#### イ 道路に面する地域

地域の区分	基準値	
	昼間	夜間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

(備考) 車線とは、1縦列の自動車安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

#### ウ 幹線交通を担う道路に近接する空間における特例

基準値	
昼間	夜間
70 デシベル以下	65 デシベル以下

(備考) 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下）によることができる。

#### ※ 平成10年9月30日環境庁大気保全局長通知

ア 「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいうものとする。

(ア) 道路法第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、県道及び市町村道（市町村道にあっては4車線以上の区間に限る。）

(イ) 前項に掲げる道路を除くほか、一般自動車道であって都市計画法施行規則第7条第1項第1号に定める自動車専用道路。

イ 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離によりその範囲を特定するものとする。

(ア) 2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15メートル

(イ) 2車線を超える車線を有する幹線道路を担う道路 20メートル

#### エ 達成期間

道路に面する地域以外の地域	直ちに
既設の道路に面する地域（幹線交通を担う道路に面する地域以外）	10年以内を目途
幹線交通を担う道路に面する地域	10年を越える期間で可及的速やかに
道路に面する地域以外の地域が、新たに道路に面することとなった場合	当該道路供用後直ちに

(2) 航空機騒音に係る環境基準（昭和48年12月27日環境庁告示第154号）

ア 環境基準

地域の類型	基準値 (L <sub>den</sub> ※)
I	57 デシベル以下
II	62 デシベル以下

※平成25年4月1日から適用

イ 達成期間

飛行場の区分		達成期間	改善目標
新設飛行場		直ちに	
第三種空港及びこれに準ずるもの			
既設飛行場	第二種空港 (福岡空港を除く。)	ジェット機以外の機種のみ就航	5年以内
		ジェット機就航	10年以内
	新東京国際空港		①
第一種空港（新東京国際空港を除く。）及び福岡空港		10年をこえる期間内に可及的速やかに	①及び②

(備考)

- 自衛隊等が利用する飛行場の周辺地域においては、平均的な離着陸回数及び機種並びに人家の密集度を勘案し、当該飛行場と類似の条件にある前項の表の飛行場の区分に準じて環境基準が達成され、又維持されるように努めるものとする。芦屋飛行場及び築城飛行場については第一種空港に準ずる。
- 航空機騒音の防止のための施策を総合的に講じて、達成期間内で環境基準を達成することが困難と考えられる地域においては、当該地域に引き続き居住を希望する者に対し家屋の防音工事等を行うことにより環境基準が達成された場合と同等の屋内環境が保持されるようにするとともに、極力環境基準の速やかな達成を期するものとする。
- 改善目標は次のとおり
  - ①は5年以内に、70 デシベル未満とすること又は70 デシベル以上の地域において屋内で50 デシベル以下とすること。
  - ②は10年以内に、62 デシベル未満とすること又は62 デシベル以上の地域において屋内で47 デシベル以下とすること。

※ 航空機騒音に係る環境基準の類型当てはめ（平成4年4月6日福岡県告示第672号）

地域の類型	当てはめる地域
I	別表に掲げる地域のうち、都市計画法に規定する第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域及び田園住居地域
II	別表に掲げる地域のうち、類型Iを当てはめた地域以外の地域。 ただし、都市計画法に規定する工業専用地域、国土利用計画法に規定する森林地域であつて、かつ、都市計画法に規定する市街化区域以外の地域並びに河川法に規定する河川区域、海上、湖沼及び空港敷地又は飛行場敷地である地域は除く。

別表

1 福岡空港関係 福岡市（東区、博多区、中央区、南区）、筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、那珂川市、宇美町、志免町、須恵町、粕屋町
2 芦屋飛行場関係 北九州市（八幡西区、若松区）、芦屋町、遠賀町、水巻町、岡垣町
3 築城飛行場関係 行橋市、豊前市、みやこ町のうち旧犀川町及び旧豊津町の区域、築上町

(3) 新幹線鉄道騒音に係る環境基準（昭和50年7月29日環境庁告示第46号）

ア 環境基準

地域の類型	基準値
I	70 デシベル以下
II	75 デシベル以下

イ 達成目標期間

新幹線鉄道の沿線区域の部分		達成目標期間			
		既設新幹線鉄道に係る期間	工事中新幹線鉄道に係る期間	新設新幹線鉄道に係る期間	
a	80 デシベル以上の区域	3 年以内	開業時直ちに	開業時直ちに	
b	75 デシベルを超え、80 デシベル未満の区域	イ	7 年以内		開業時から 3 年以内
		ロ	10 年以内		
c	70 デシベルを超え、75 デシベル以下の区域	10 年以内	開業時から 5 年以内		

(備考)

- 1 b の区域中イとは地域の類型 I に該当する地域が連続する沿線地域内の区域をいい、ロとはイを除く区域をいう。
- 2 達成目標期間中既設新幹線鉄道とは東京・博多間の区間の新幹線鉄道をいう。

※ 新幹線鉄道騒音に係る環境基準の類型当てはめ（平成 14 年 3 月 29 日福岡県告示第 538 号）

地域の類型	基準値
I	地域類型を当てはめる地域のうち (1) 都市計画法に基づく用途地域が定められている地域にあっては、第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域及び田園住居地域。 (2) 都市計画法に基づく用途地域が定められていない地域にあっては、騒音規制法に基づく指定地域のうち、第 1 種区域及び第 2 種区域。
II	地域類型を当てはめる地域のうち (1) 都市計画法に基づく用途地域が定められている地域にあっては、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域。 (2) 都市計画法に基づく用途地域が定められていない地域にあっては、騒音規制法に基づく指定地域のうち、第 3 種区域及び第 4 種区域。

(備考)

「地域類型を当てはめる地域」とは、新幹線鉄道の軌道中心線より左右両側それぞれ 300m（遠賀川鉄橋及び筑後川橋りょう取付け付近は、400m）以内で図面に表示する地域。（図面は福岡県環境部環境保全課及び関係市役所及び関係町村役場に備え置いて一般の縦覧に供する）

(4) 自動車騒音の要請限度（平成 12 年 3 月 2 日総理府令第 15 号）

要請限度の限度値

地域の区分	基準値	
	昼間 (6:00~22:00)	夜間 (22:00~6:00)
a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	65 デシベル	55 デシベル
a 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 デシベル	65 デシベル
b 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 デシベル	70 デシベル

(備考)

- 1 幹線交通を担う道路に近接する区域(2 車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から 15m、2 車線を越える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から 20m の範囲をいう)に係る限度は、上表にかかわらず、昼間 75 デシベル、夜間 70 デシベルとする。

※ 自動車騒音の要請限度の区域の指定（平成 12 年 3 月 31 日福岡県告示第 586 号の 4）

地域の区分	指定する地域
a	騒音規制法に基づく第 1 種区域
b	騒音規制法に基づく第 2 種区域
c	騒音規制法に基づく第 3 種区域及び第 4 種区域

(備考)

この表は、都市計画法に規定する工業専用地域及び臨港地区、港湾法に規定する臨港地区並びに航空法に規定する飛行場については適用しない。



(5) 自動車交通振動の要請限度（振動規制法施行規則 別表第2）

区域の区分	時間の区分	
	昼 間	夜 間
第 1 種 区 域	65 デシベル	60 デシベル
第 2 種 区 域	70 デシベル	65 デシベル

(備 考)

昼間及び夜間とは、それぞれ次に掲げる時間の範囲内において都道府県知事が定めた時間をいう。

1 昼間 午前5時、6時、7時又は8時から午後7時、8時、9時又は10時まで

2 夜間 午後7時、8時、9時又は10時から翌日の午前5時、6時、7時又は8時まで

※ 自動車交通振動の要請限度の区域及び時間の区分（昭和61年11月15日福岡県告示第1719号）

区域及び時間の区分は、知事が定めており、振動規制法に基づく特定工場等の規制基準の区分と同じである。

1 昼間 午前8時から午後7時まで

2 夜間 午後7時から翌日の午前8時まで

地 域 の 区 分	指 定 す る 地 域	参考：法に基づく規制基準	
		昼	夜
第 1 種 区 域	振動規制法に基づく第1種区域	60 デシベル	55 デシベル
第 2 種 区 域	振動規制法に基づく第2種区域	65 デシベル	60 デシベル

## 1.2 ダイオキシン類関係資料

### (1) ダイオキシン類に係る環境基準（平成11年12月27日環境庁告示第68号）

媒体	基準値	
大気	年間平均値	0.6 pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下
水質(水底の底質を除く。)	年間平均値	1 pg-TEQ/L以下
土壌		1,000 pg-TEQ/g以下
水底の底質		150 pg-TEQ/g以下

### (2) 大気基準適用施設及び大気排出基準（D×N特措法施行令 別表第1）

（単位：ng-TEQ/m<sup>3</sup>N）

号番号	特定施設の種類の	施設規模	新設施設 排出基準	既存施設(※) 排出基準	換算する 酸素濃度
1	銑鉄製造の用に供する焼結炉（原料処理能力 1t/h以上）		0.1	1	15%
2	製鋼の用に供する電気炉（変圧器定格容量1000KVA以上）		0.5	5	-
3	亜鉛回収の用に供する焙焼炉、焼結炉、溶鋸炉、溶解炉及び乾燥炉（原料処理能力0.5t/h以上）		1	10	-
4	アルミニウム合金製造の用に供する焙焼炉・乾燥炉（原料処理能力0.5t/h以上）、溶解炉（容量1t以上）		1	5	-
5	廃棄物焼却炉 （火床面積0.5m <sup>2</sup> 以上又は焼却能力50kg/h以上）	4t/h以上	0.1	1	12%
		2t/h以上4t/h未満	1	5	
		2t/h未満	5	10	

※ ダイオキシン類対策特別措置法施行日（H12.1.15）前に設置された施設

### (3) 水質基準対象施設及び水質排出基準（D×N特措法施行令 別表第2）

（単位：pg-TEQ/L）

号番号	特定施設の種類の	排出基準
1	硫酸塩パルプ（クラフトパルプ）又は亜硫酸パルプ（サルファイトパルプ）の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設	10
2	カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設	
3	硫酸カリウムの製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設	
4	アルミナ繊維の製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設	
5	担体付き触媒の製造（塩素又は塩素化合物を使用するものに限る。）の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち、廃ガス洗浄施設	
6	塩化ビニルモノマー製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設	
7	カプロラクタムの製造の用に供する施設のうち、硫酸濃縮施設、シクロヘキサン分離施設、廃ガス洗浄施設	
8	クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する施設のうち、水洗施設、廃ガス洗浄施設	
9	4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供する施設のうち、ろ過施設、乾燥施設、廃ガス洗浄施設	
10	2,3-ジクロロ-1,4-ナフトキノンの製造の用に供する施設のうち、ろ過施設、廃ガス洗浄施設	
11	ジオキサジンバイオレットの製造の用に供する施設のうち、ニトロ化誘導体分離施設及び還元誘導体分離施設、ニトロ化誘導体洗浄施設及び還元誘導体洗浄施設、ジオキサジンバイオレット洗浄施設、熱風乾燥施設	
12	アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち、廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設	
13	亜鉛の回収の用に供する施設のうち、精製施設、廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設	
14	担体付き触媒（使用済みのものに限る。）からの金属の回収（ソーダ灰を添加して焙焼炉で処理する方法及びアルカリにより抽出する方法（焙焼炉で処理しないものに限る。）によるものを除く。）の用に供する施設のうち、ろ過施設、精製施設、廃ガス洗浄施設	
15	火床面積0.5m <sup>2</sup> 以上又は焼却能力50kg/h以上の廃棄物焼却炉から発生するガスを処理する施設のうち、廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及びその廃棄物焼却炉において生ずる灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの	
16	廃PCB等又はPCB処理物の分解施設 PCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設又は分離施設	
17	フロン類（特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令（平成6年政令第308号）別表1の項、3の項及び6の項に掲げる特定物質をいう。）の破壊（プラズマを用いて破壊する方法その他環境省令で定める方法によるものに限る。）の用に供する施設のうち、プラズマ反応施設、廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設	
18	上記の施設（1～17、19）に係る汚水又は廃液を含む下水を処理する下水道終末処理施設	
19	上記の施設（1～17）を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設	

13 市町村の環境行政

(令和元年11月1日現在)

市町村名	環境担当部課名	電話番号	環境審議会の有無	環境白書の有無	所管環境関連条例
					環境に関する各種計画等
北九州市	(環境局) 総務政策部総務課 " 環境学習課 環境国際経済部温暖化対策課 " 地域エネルギー " 推進課 " 環境産業推進課 " 環境国際戦略課 環境監視部環境監視課 " 産業廃棄物対策課 循環社会推進部循環社会推進課 " 業務課 " 施設課 新門司環境センター 新門司環境センター新門司工場 日明環境センター 日明環境センター日明工場 皇后崎環境センター 皇后崎環境センター皇后崎工場	093-582-2173 093-582-2784 093-582-2286 093-582-2238 093-582-2630 093-582-3804 093-582-2290 093-582-2177 093-582-2187 093-582-2180 093-582-2184 093-481-7053 093-481-4727 093-571-4481 093-581-7977 093-631-5337 093-642-6731	○	○	北九州市環境基本条例 北九州市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例 北九州市空き缶等の散乱の防止に関する条例 北九州市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例 北九州市公害防止条例 北九州市環境影響評価条例 北九州市環境ミュージアム条例 北九州市響灘ビオトープ条例 北九州市エコタウンセンター条例 北九州市環境保全基金条例 あき地等に繁茂した雑草等の除去に関する条例 北九州市環境基本計画 北九州市地球温暖化対策実行計画・環境モデル都市 行動計画～北九州ニューグリーンフロンティアプラン～ 北九州市循環型社会形成推進基本計画 第2次北九州市生物多様性戦略(2015年度-2024年度) 北九州市環境配慮指針 北九州市P C B廃棄物処理計画 響灘・鳥がさえずる緑の回廊創成基本計画 北九州市環境未来都市計画
福岡市	(環境局) 環境政策部総務課 " 環境政策課 " 環境・エネルギー対策課 環境監視部環境調整課 " 環境保全課 保健環境研究所環境科学課 " 保健科学課 循環型社会推進部計画課 " 家庭ごみ減量推進課 " 事業系ごみ減量推進課 " 収集管理課 " 産業廃棄物指導課 " 環境事業所 施設部管理課 " 工場整備課 " 施設課 " 西部工場 " 臨海工場 " クリーンパーク・東部	092-711-4293 092-733-5381 092-711-4282 092-733-5389 092-733-5386 092-831-0660 092-831-0683 092-711-4308 092-711-4039 092-711-4836 092-711-4346 092-711-4303 092-881-0931 092-711-4316 092-711-4318 092-711-4312 092-891-3433 092-642-4577 092-691-0831	○	○	福岡市環境基本条例 福岡市環境影響評価条例 福岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例 福岡市空き缶等の散乱防止及びその再資源化の促進に関する条例 福岡市環境審議会条例 福岡市環境市民ファンド条例 福岡市事業系ごみ資源化推進ファンド条例 福岡市リサイクルプラザ条例 福岡市保健環境研究所条例 福岡市環境基本計画(第3次) 福岡市新世代環境都市ビジョン 福岡市環境配慮指針(改定版) 博多湾環境保全計画(第2次) 福岡市環境教育・学習計画(第3次) 新循環のまち・ふくおか基本計画(第4次福岡市一般 廃棄物処理基本計画) 福岡市地球温暖化対策実行計画 アイランドシティ環境配慮指針(改定版) 生物多様性ふくおか戦略 福岡市環境・エネルギー戦略
大牟田市	環境部環境総務課 " 環境保全課 " 環境業務課 " 環境施設課 " 廃棄物対策課	0944-41-2725 0944-41-2721 0944-41-2720 0944-41-2723 0944-59-1220 0944-59-3500 0944-41-2732	○	○	大牟田市環境基本条例 大牟田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 大牟田市空き地及び空家等の適正管理に関する条例 大牟田市ごみ散乱防止条例 大牟田市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例 大牟田市環境審議会条例 大牟田市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環 境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例 大牟田市第2次環境基本計画 大牟田市地球温暖化対策実行計画(区域施策編) 大牟田市地球温暖化対策実行計画(事務事業編) 大牟田市ごみ処理基本計画 大牟田市生活排水処理基本計画 大牟田市生活排水対策推進計画
久留米市	環境部総務 " 環境政策課 " 廃棄物指導課 " 環境保全課 " 斎場 " 資源循環推進課 " 建設課 " 施設課 田主丸総合支所環境建設課 北野総合支所環境建設課 城島総合支所環境建設課 三瀬総合支所環境建設課	0942-30-9142 0942-30-9146 0942-30-9148 0942-30-9043 0942-21-4433 0942-37-3342 0942-65-3229 0942-27-5371 0943-72-2156 0942-78-3696 0942-62-2114 0942-64-2314	○	○	久留米市廃棄物の処理施設設置条例 久留米市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環 境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例 久留米市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 久留米市産業廃棄物の不適正処理の防止に関する条例 久留米市産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防 及び調整に関する条例 久留米市斎場条例 久留米市環境基本条例 久留米市環境美化促進条例 久留米市環境交流プラザ条例 久留米市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例 久留米市環境整備基金条例 久留米市空き家及び老朽家屋等の適正管理に関する条例 久留米市環境基本計画 久留米市環境基本計画に基づく行動計画 久留米市地球温暖化対策実行計画 久留米市役所エコアクションプラン 久留米市一般廃棄物(ごみ)処理計画(基本計画) 久留米市生活排水処理基本構想 くるめ生きものプラン(久留米市生物多様性地域戦略)

市町村名	環境担当部課名	電話番号	環境審議会の有無	環境白書の有無	所管環境関連条例
					環境に関する各種計画等
直方市	上下水道・環境部環境整備課 〃 環境業務課 〃 し尿処理施設整備室	0949-25-2120 0949-26-4992 0949-29-2131		○	直方市環境審議会設置条例 直方市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例 直方市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果縦覧等の手続に関する条例 直方市ごみ散乱防止に関する条例 直方市空き地等における雑草等の除去に関する条例 直方市太陽光発電設備設置事業に関する条例 第2次直方市環境基本計画 第2次直方市環境保全行動計画 直方市地域新エネルギービジョン 直方市ごみ処理基本計画 直方市生活排水処理基本計画 第9期直方市分別収集計画 直方市地域省エネルギービジョン 直方市災害廃棄物処理計画
飯塚市	市民環境部環境整備課 〃 環境対策課	0948-22-5500 0948-22-7272		○	飯塚市環境基本条例 飯塚市廃棄物の減量及び処理の適正化等に関する条例 飯塚市環境保全推進基金条例 飯塚市自然環境保全条例 飯塚市生活環境の保全に関する条例 第2次飯塚市環境基本計画（地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を含む） 第2次飯塚市地球温暖化対策実行計画（事務事業編） 容器包装リサイクル第8期飯塚市分別収集計画 飯塚市一般廃棄物処理計画
田川市	市民生活部環境対策課	0947-85-7142		○	田川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 田川市環境基本条例 田川市人に優しくうつくしいまちづくり条例 田川市地域新エネルギービジョン 第2次田川市環境基本計画（地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を含む） 田川市地球温暖化対策実行計画（事務事業編） 田川市一般廃棄物処理基本計画 第9期田川市分別収集計画
柳川市	市民部生活環境課 〃 廃棄物対策課	0944-77-8485 0944-72-1334		○	柳川市クリーン条例 柳川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 柳川市環境基本計画 柳川市役所地球温暖化対策実行計画 柳川市一般廃棄物処理基本計画
八女市	市民部環境課	0943-23-1462		○	八女市環境保護条例 八女市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 八女市環境基本計画 八女市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）
筑後市	市民生活部かんきょう課	0942-53-4120		○	筑後市美しい環境をつくる条例 筑後市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 筑後市衛生処理場条例 筑後市環境基本条例 筑後市地域新エネルギービジョン 筑後市一般廃棄物処理基本計画 筑後市災害廃棄物処理計画 筑後市環境基本計画
大川市	環境課	0944-87-6789		○	大川市空き缶等の散乱防止及びその再資源化の促進に関する条例 大川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 大川市地球温暖化対策実行計画 大川市一般廃棄物処理基本計画
行橋市	環境水道部環境課	0930-25-1111		○	行橋市環境基本条例 空き地等に繁茂した雑草等の除去に関する条例 行橋市環境美化に関する条例 行橋市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 行橋市空き家等の適正管理に関する条例 行橋市環境基本計画 行橋市ごみ処理基本計画 行橋市生活排水処理基本計画 行橋市地域省エネルギービジョン
豊前市	生活環境課	0979-82-1111		○	豊前市地下水の保全に関する条例 豊前市環境美化に関する条例 豊前市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 豊前市空き地及び空き家等管理の適正化に関する条例 豊前市土砂等のたい積の規制に関する条例
中間市	環境上下水道部環境保全課	093-246-6265		○	中間市都市環境美化条例 中間市環境基本条例 空き地等に繁茂した雑草等の除去に関する条例 中間市放置自動車の処理に関する条例 中間市飼犬条例 中間市第2次環境基本計画 中間市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

市町村名	環境担当部課名	電話番号	環境審議会の有無	環境白書の有無	所管環境関連条例
					環境に関する各種計画等
小郡市	環境経済部生活環境課	0942-72-2111			<p>小郡市環境保全条例 小郡市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例 小郡市空き缶等散乱防止及びその再資源化の促進に関する条例 小郡市空き地等の適正な管理に関する条例 小郡市飼い犬管理条例 小郡市役所の環境保全に向けた率先行動計画 小郡市一般廃棄物処理基本計画 小郡市地域省エネルギービジョン</p>
筑紫野市	環境経済部環境課	092-923-1111	○	○	<p>筑紫野市環境基本条例 筑紫野市環境審議会設置条例 筑紫野市空き缶等の散乱防止及びその再資源化の促進に関する条例 あき地に繁茂した雑草等の除去に関する条例 筑紫野市畜犬管理条例 筑紫野市一般廃棄物の減量及び適正処理に関する条例 第二次筑紫野市環境基本計画 筑紫野市役所環境にやさしい行動計画パートIV（筑紫野市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）） 筑紫野市地球温暖化対策実行計画（区域施策編） 筑紫野市循環型社会形成アクションプログラム 筑紫野市一般廃棄物処理基本計画 筑紫野市第8期分別収集計画</p>
春日市	地域生活部環境課	092-584-1111	○	○	<p>春日市環境基本条例 春日市空き缶等の散乱防止及びその再資源化の促進に関する条例 春日市愛犬条例 春日市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例 あき地の除草等に関する条例 第2次春日市環境基本計画 春日市地球温暖化対策実行計画（区域施策編） 第4期エコオフィスプランかすが 春日市一般廃棄物処理基本計画 春日市分別収集計画第8期</p>
大野城市	建設環境部環境・最終処分場対策課  危機管理部安全安心課	092-580-1886 092-580-1887 092-580-1889 092-580-1890  092-580-1897	○	○	<p>大野城市環境基本条例 大野城市自然環境保護条例 大野城市空き缶等の散乱防止及びその再資源化の促進に関する条例 大野城市迷惑行為のない快適な生活環境の確保に関する条例 おおのじょう緑のトラスト基金条例 大野城市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例 大野城市あき地の環境保全に関する条例 大野城市環境基本計画 第2次大野城市地球温暖化対策実行計画～まどかエコ・オフィスプラン～ 大野城市一般廃棄物処理基本計画 大野城市第8期分別収集計画 大野城市迷惑行為防止基本計画</p>
宗像市	市民協働環境部環境課	0940-36-1421	○	○	<p>宗像市環境基本条例 宗像市釣川水系水質保全条例 宗像市地下水の採取に関する条例 宗像市空き缶等の散乱防止及びその再資源化の促進に関する条例 宗像市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例 宗像市産業廃棄物処理施設の設置等の紛争予防に関する条例 宗像市市街化調整区域等の開発行為に関する条例 第2次宗像市環境基本計画 宗像市地球温暖化対策実行計画 釣川グリーンネット基本構想・計画 宗像市一般廃棄物処理基本計画（生活排水） 宗像市一般廃棄物処理基本計画（ごみ） 宗像市第9期分別収集計画</p>
太宰府市	市民生活部環境課	092-921-2121	○	○	<p>太宰府市環境基本条例 太宰府市空き缶等散乱防止及びその再資源化の促進に関する条例 太宰府市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 太宰府市畜犬の愛護及び管理に関する条例 太宰府市環境美化センター条例 あき地に繁茂した雑草等の除去に関する条例 第三次太宰府市環境基本計画 太宰府市地球温暖化対策実行計画 太宰府市一般廃棄物処理基本計画 太宰府市第8期分別収集計画</p>



市町村名	環境担当部課名	電話番号	環境 審議 会の 有無	環境 白書 の有無	所管環境関連条例
					環境に関する各種計画等
古賀市	市民部環境課	092-942-1111	○	○	古賀市公害防止等生活環境の保全に関する条例 古賀市環境基本条例 古賀市空き缶等の散乱防止及びその再資源化の促進に関する条例 古賀市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例 第2次古賀市環境基本計画 古賀市地球温暖化対策実行計画（区域施策編） 古賀市地球温暖化対策実行計画（事務事業編） 第2次古賀市ごみ処理基本計画 古賀市分別収集計画 古賀市災害廃棄物処理計画 生物多様性古賀戦略
福津市	地域振興部うみがめ課	0940-62-5019	○	○	福津市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例 福津市環境基本条例 福津市環境創造条例 福津市空き缶等の散乱防止及びその再資源化の促進に関する条例 福津市あき地等管理の適正化に関する条例 福津市ウミガメ保護条例 福津市人と犬・ねこの共生に関する条例 第2次福津市環境基本計画 第2次一般廃棄物処理基本計画 福津市災害廃棄物処理計画
うきは市	市民生活課	0943-75-4972	○		うきは市環境基本条例 うきは市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 うきは市環境美化促進条例 うきは市環境基本計画
宮若市	環境保全課	0949-32-0516	○		宮若市環境基本条例 宮若市公害防止条例 宮若市空き缶等の散乱防止条例 宮若市環境基本計画 宮若市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）
嘉麻市	環境課	0948-62-5663	○		嘉麻市環境基本条例 嘉麻市地下水採取規制条例 嘉麻市自然環境保全条例 嘉麻市浄化槽の普及に関する条例 嘉麻市環境美化条例 嘉麻市環境基本計画（地球温暖化対策実行計画（区域施策編）含む） 嘉麻市地球温暖化対策実行計画（事務事業編） 嘉麻市一般廃棄物処理基本計画 第9期嘉麻市分別収集計画 嘉麻市における太陽光・小水力・バイオマス発電設備等導入可能性調査
朝倉市	市民環境部環境課	0946-22-1111	○		朝倉市環境美化推進条例 朝倉市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例 朝倉市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果縦覧等の手続に関する条例 朝倉市浄化槽条例 朝倉市環境審議会条例 朝倉市環境基本計画 朝倉市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）
みやま市	環境経済部環境衛生課	0944-64-1521	○		みやま市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 みやま市環境審議会条例 みやま市環境を美しくする条例 みやま市環境基本計画
糸島市	市民部生活環境課	092-332-2068	○	○	糸島市環境基本条例 糸島市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例 糸島市空き缶等散乱防止及びその再資源化の促進に関する条例 糸島市あき地等の管理及び環境保全に関する条例 糸島市環境基本計画 糸島市環境行動計画 糸島市再生可能エネルギー導入計画
那珂川市	市民生活部環境課	092-953-2211	○		那珂川市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例 那珂川市環境基本条例 那珂川市一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例 那珂川市あき地の環境保全に関する条例 那珂川市空き缶等の散乱防止及び再資源化の促進に関する条例 那珂川市第2次環境基本計画 なかがわ地球温暖化対策実行計画（事務事業編）



市町村名	環境担当部課名	電話番号	環境 審議 会の 有無	環境 白書 の有無	所管環境関連条例
					環境に関する各種計画等
宇美町	環境課	092-934-2226			宇美町環境基本条例 宇美町空き缶等の散乱防止及び再資源化の促進に関する条例 宇美町合併処理浄化槽の普及に関する条例 宇美町廃棄物の処理及び清掃に関する条例 宇美町が設置する一般廃棄物処理施設に係る 生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例 宇美町飼い犬等のふん害防止に関する条例 宇美町空き地等の環境保全に関する条例
篠栗町	都市整備課	092-947-1111			篠栗町空き缶等散乱防止及びその再資源化の促進に関する条例 篠栗町廃棄物の減量及び適正処理に関する条例
志免町	生活安全課	092-935-1001	○		志免町廃棄物の処理及び清掃に関する条例 志免町空き缶等の散乱防止及びその再資源化の促進に関する条例 志免町空き地の環境保全に関する条例 志免町飼い犬等のふん害の防止に関する条例 志免町一般廃棄物処理基本計画
須恵町	地域振興課	092-932-1438	○		須恵町水道水源保護条例 須恵町廃棄物の処理及び清掃に関する条例 須恵町空き缶等の散乱防止及びその再資源化の促進に関する条例 須恵町空き地等の環境保全に関する条例 須恵町飼い犬・猫のふん害等の防止に関する条例
新宮町	環境課	092-963-1732	○		新宮町空き缶等の散乱防止及びその再資源化の促進に関する条例 新宮町廃棄物の減量及び適正処理に関する条例 新宮町環境基本条例 新宮町環境基本計画 新宮町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）
久山町	町民生活課	092-976-1111			久山町環境保全条例 久山町空き缶等の散乱防止及びその再資源化の促進に関する条例 久山町廃棄物の処理及び清掃に関する条例 久山町一般廃棄物処理基本計画 久山町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）
粕屋町	道路環境整備課	092-938-2311	○		粕屋町空き缶等の散乱防止及びその再資源化の促進に関する条例 粕屋町廃棄物の減量及び適正処理に関する条例 粕屋町あき地の雑草等の除去に関する条例 粕屋町飼い犬等のふん害等防止に関する条例
芦屋町	環境住宅課	093-223-3538	○		芦屋町環境美化に関する条例 芦屋町環境審議会設置条例 芦屋町環境基本条例 芦屋町環境基本計画 芦屋町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）
水巻町	産業環境課	093-201-4321	○		水巻町空き缶等散乱防止条例 水巻町環境審議会条例 水巻町飼い犬・猫のふん害等の防止に関する条例 水巻町環境基本計画 水巻町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）
岡垣町	住民環境課	093-282-1211	○		岡垣町生活環境の保全に関する条例 岡垣町環境基本条例 岡垣町環境美化に関する条例 岡垣町第2次環境ビジョン
遠賀町	住民課	093-293-1234	○		遠賀町環境基本条例 遠賀町環境美化に関する条例 遠賀町環境基本計画 遠賀町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）
小竹町	農政環境課	09496-2-1946			小竹町の環境をよくする条例 小竹町廃棄物の処理及び清掃に関する条例 小竹町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）
鞍手町	農政環境課	0949-42-2111	○		鞍手町公害防止条例 鞍手町環境美化に関する条例 鞍手町空き地等管理条例 鞍手町廃棄物の処理及び清掃に関する条例 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画書
桂川町	保険環境課	0948-65-1097			桂川町公害防止条例 桂川町廃棄物の処理及び清掃に関する条例 桂川町自然環境保護条例 桂川町環境美化推進条例 桂川町環境基本計画
筑前町	環境防災課	0946-42-6613	○		筑前町環境基本条例 筑前町環境美化推進条例 筑前町廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例 筑前町環境基本計画 筑前町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

市町村名	環境担当部課名	電話番号	環境 審議 会の 有無	環境 白書 の有無	所管環境関連条例
					環境に関する各種計画等
東峰村	住民税務課	0946-74-2311			東峰村自然環境保全条例 東峰村河川をきれいにする条例 東峰村ごみ散乱防止条例 東峰村廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例 東峰村地域新エネルギービジョン
大刀洗町	住民課	0942-77-2141	○		大刀洗町環境美化に関する条例 大刀洗町放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例 大刀洗町廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例 大刀洗町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）
大木町	環境課	0944-32-1120	○		大木町廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例 大木町美しく住みよい環境を創る条例 大木町地域新エネルギービジョン 大木町バイオマスタウン構想 大木町地球温暖化対策実行計画（区域施策編） 大木町公共施設地球温暖化対策実行計画
広川町	環境衛生課	0943-32-1138	○		広川町空缶等の散乱の防止による環境美化に関する条例 広川町環境保全条例 広川町廃棄物の処理及び清掃に関する条例 広川町環境審議会条例
香春町	税務住民課	0947-32-8400	○		香春町環境基本条例 香春町ごみ散乱防止条例 香春町廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例 香春町飼い犬等のふん害の防止に関する条例 香春町空家等対策協議会設置条例 環境基本計画
添田町	保健福祉環境課	0947-82-1232			添田町ごみ散乱防止条例 添田町畜犬取締条例 添田町一般廃棄物処理基本計画 添田町生活排水処理基本計画
糸田町	住民課	0947-26-1235			糸田町環境美化に関する条例
川崎町	住民課	0947-72-3000	○		自然にやさしい地域づくりのための川崎町環境基本条例 川崎町ごみ散乱防止条例 川崎町廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例 川崎町水環境保全条例 川崎町環境基本計画 川崎町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）
大任町	住民課	0947-63-3003			大任町しじみ育成保護条例 大任町廃棄物の処理及び清掃に関する条例 大任町ごみ散乱防止条例
赤村	産業建設課 住民課	0947-62-3000	○		赤村ホテル保護条例 赤村ごみ散乱防止条例 赤村環境保全条例 赤村地下水保全条例 一般廃棄物処理基本計画 赤村地球温暖化対策実行計画（事務事業編）
福智町	住民課	0947-22-7761	○		福智町自然環境保護条例 福智町ごみ散乱防止条例
荻田町	環境保全課	093-434-1834	○		荻田町環境美化に関する条例 第2次かんた環境未来図（荻田町環境基本計画）
みやこ町	住民課 都市整備課	0930-32-2510 0930-32-6007	○		みやこ町環境保全条例 みやこ町公害防止条例 みやこ町空き家及び空き地等の適正管理に関する条例 みやこ町土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例 みやこ町環境基本計画
吉富町	住民課	0979-24-1124	○		吉富町環境美化に関する条例 吉富町ポイ捨て等防止条例 吉富町放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例 吉富町土砂等のたい積の規制に関する条例 吉富町環境審議会条例 吉富町地球温暖化対策実行計画
上毛町	住民課	0979-72-3116	○		上毛町環境保全条例 上毛町環境審議会条例 上毛町土砂等のたい積の規制に関する条例 上毛町環境美化推進及び生活環境保全に関する条例 上毛町廃棄物の処理及び清掃に関する条例 上毛町地球温暖化対策実行計画
築上町	環境課	0930-52-0001			築上町環境美化推進及び生活環境保全に関する条例 築上町環境美化推進基金条例 築上町土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例 築上町廃棄物の処理及び清掃に関する条例 築上町空き家等の適正管理に関する条例 一般廃棄物処理計画 築上町地球温暖化対策実行計画

# 索引

## 【あ】

悪臭防止法 …… 174、203  
有明海及び八代海等を再生するための  
特別措置に関する法律 …… 113、153、203、217  
生きものを見つけ隊 …… 201  
一般廃棄物 …… 4、32、73、74、76、79、  
87、96、98、99、160、249  
一般廃棄物処理計画 …… 5、98、160  
美しいまちづくり条例 …… 132  
栄養塩類 …… 147、153、195  
エコアクション21(環境マネジメント  
システム) …… 40、56  
エコ事業所 …… 3、40、56、197、219  
エコタウン …… 10、93、94、97  
エコトン …… 39、56  
エコドライブ …… 57  
エコファミリー …… 3、13、40、55、197、219  
エコファミリー応援パスポート …… 13、55  
エネルギー対策特別融資制度 …… 34、64  
污水处理構想 …… 147、155、218  
温室効果ガス …… 2、6、15、16、44、49、50、  
53、55、65、202、217  
温泉 …… 114、205

## 【か】

海岸漂着物 …… 19、27、45、99、204、218  
外来生物 …… 6、118、195、201、205  
家電リサイクル法 …… 85、95、99、146、204  
紙おむつリサイクル …… 4、93、94、96、97  
環境影響評価(環境アセスメント)  
…… 112、202、209、212  
環境家計簿 …… 36、39、55、56  
環境教育ガイド(データベース) …… 36、198  
環境教育副読本 …… 11、22、26、108、181、199

環境月間 …… 26、198  
環境県民会議 …… 11、26、45、53、  
200、209、213  
環境総合基本計画(環境総合ビジョン)  
…… 2、11、12、41、43、199、200、217  
環境対策協議会 …… 45、208、209  
環境物品等調達方針 …… 83、146、187、218  
環境保全実行計画 …… 59、217  
環境審議会 …… 114、140、209、210  
環境美化の日 …… 99、204  
緩和策 …… 44、49、53、54、55、65、217  
気候変動適応法 …… 14、51、68、202、217  
気候変動適応センター …… 14、68  
九州自然歩道 …… 21、109  
九州まちの修理屋さん …… 40、79  
京都議定書 …… 51  
グリーンアジア国際戦略総合特区  
…… 10、183、191  
グリーン購入 …… 10、40、83、84、187、202  
景観計画 …… 132  
景観法 …… 132  
県産リサイクル製品認定制度 …… 4、83、88  
県産リサイクル応援事業所 …… 40、83  
建設リサイクル法 …… 84、88、204  
公害審査会 …… 129、209、211  
公害専門委員 …… 209、212  
公害防止管理者 …… 131、202  
公害防止計画 …… 129、218  
公害防止等生活環境の保全に関する条例  
…… 8、141、145、154、155、170、173、202  
光化学オキシダント …… 7、70、133、136、138、  
141、144、193、221  
公共工事生物多様性配慮指針 …… 120、187  
小型家電リサイクル法 …… 84、86、95、99、204  
国連ハビタット …… 10、185

こどもエコクラブ …… 11、40、200  
コンポスト …… 55、92、159  
コージェネレーション …… 15、34、37、63、64

## 【さ】

災害廃棄物処理計画 …… 5、98、217  
再生可能エネルギー …… 2、15、16、34、36、  
37、44、49、52、53、55、61、62、63、64  
再生可能エネルギー導入支援  
アドバイザー …… 34、63  
再生可能エネルギー導入支援  
システム …… 37、63  
里地里山 …… 6、44、105、126  
産業廃棄物 …… 4、27、34、73、76、77、78、  
80、87、88、98、99、100、101、102、  
103、104、165、166、190、204、209、211  
産業廃棄物管理票(マニフェスト) …… 102  
産業廃棄物税 …… 80、190、204  
自然海浜保全地区 …… 111、205  
自然環境保全地域 …… 111、205  
自然公園 …… 109、120、205、214、220  
自動車リサイクル法 …… 84、87、146、204  
し尿 …… 31、73、74、90、159、252  
地盤沈下 …… 130、175、203  
循環型社会形成推進基本法 …… 84、187、204  
小規模事業場排水水質改善指導要領 …… 154、243  
食品ロス削減 …… 4、17、28、30、40、  
81、94、204、209  
食品リサイクル法 …… 84、87、204  
浄化槽 …… 8、31、74、90、114、  
147、155、159、204、218  
振動規制法 …… 170、172、203、257  
侵略的外来種 …… 69、108、118、195  
森林環境税 …… 65、116、124、125、190  
水質汚濁防止法 …… 8、147、149、153、155、  
161、203、217、224  
水質汚濁防止法第三条第三項の規定に  
基づく排水基準を定める条例  
(上乗せ排水基準条例) …… 147、153、203、235

水素エネルギー …… 10、35、53、188、195  
水素ステーション …… 23、34、64、188  
スイゼンジノリ …… 7、116  
セアカゴケグモ …… 118  
生物多様性 …… 6、12、30、32、35、39、44、66、  
69、105、108、111、116、117、118、120、  
124、126、187、192、194、195、201、205、217  
生物多様性戦略 …… 7、108、120、187、217  
瀬戸内海環境保全特別措置法  
…… 111、147、153、203、218  
騒音規制法 …… 170、172、203、254

## 【た】

ダイオキシン類対策特別措置法  
…… 165、167、203、258  
大気汚染防止法 …… 8、133、141、145、202、221  
大気環境測定車(さわやか号) …… 133  
第二種特定鳥獣管理計画 …… 117  
食べもの余らせん隊 …… 17、40、81  
地域エネルギー政策研究会 …… 62  
地域環境協議会 …… 11、39、45、197、201  
地域連絡協議会 …… 102、209  
地球温暖化対策実行計画  
…… 2、14、53、54、120、217  
地球温暖化対策ワークブック …… 11、24、199  
地球温暖化防止活動推進員 …… 2、53、55、197  
地球温暖化防止活動推進センター  
…… 2、38、39、53、55  
適応策 …… 2、14、44、49、51、  
53、54、68、209、217  
テレメータシステム(遠隔監視装置) …… 7、133  
都市計画基本方針 …… 60  
土壌汚染対策法 …… 161、203  
鳥獣保護区 …… 117  
鳥獣保護管理事業計画 …… 117、205  
ドローン …… 5、103

## 【な】

農薬 …… 35、66、155、163、169、189

日韓海峡沿岸県市道環境技術交流事業 …… 181  
燃料電池自動車(F C V) …… 23、188  
農林水産振興基本計画 …… 124

## 【は】

バイオディーゼル燃料(B D F) …… 91  
バイオマス …… 15、20、31、37、57、62、  
63、71、88、89、90、252  
廃棄物不法処理防止連絡協議会 …… 101、209  
ハザードマップ …… 69  
パリ協定 …… 2、51  
廃棄物処理計画 …… 4、74、77、79、  
209、217  
パーク・アンド・ライド …… 59  
ヒアリ …… 119  
ビオトープ …… 116、126、197  
福岡アジアビジネスセンター  
(福岡ABC) …… 184  
ふくおかF C Vクラブ …… 23、188  
ふくおか環境ひろば …… 11、198、202、219  
ふくおかエコ農産物認証制度 …… 190  
ふくおかエコライフ応援サイト …… 11、36、56  
福岡水素戦略 …… 10、188  
ふくおかのエネルギー …… 36、63  
福岡方式廃棄物処分場 …… 9、22、180  
不法処理防止推進員制度 …… 102  
フロン排出抑制法 …… 141、146、202  
分散型エネルギー …… 15、16、36、63  
フードバンク …… 81  
放射線(放射能) …… 149、170、176、192、195  
保健環境研究所 …… 7、14、68、93、111、  
133、172、176、192、195

## 【ま】

マイバッグ …… 26、79、88  
松くい虫 …… 124、126、195  
マッピングシステム …… 5、102  
モーダルシフト …… 58

## 【や】

有機E L …… 188  
容器包装リサイクル法 …… 27、84、204、217

## 【ら】

リサイクル製品認定制度 …… 4、82、88  
リサイクル総合研究事業化センター  
…… 4、10、18、35、93、96、192、198  
類型指定 …… 9、149、152、172  
レアアース …… 94  
レアメタル …… 4、10、86、94、184  
レッドデータブック …… 6、69、108、111、115

## 【アルファベット・数字】

3 0 ・ 1 0 (サンマル・イチマル)運動  
…… 17、81  
3 R (スリーアール) …… 4、11、22、27、  
28、32、38、39、40、72、  
79、87、88、181、197  
3 Rの達人 …… 27、38、39、79、88  
C O P (締約国会議) …… 2、51、108、116  
E S D (持続可能な開発のための教育) …… 199  
J I C A …… 180  
L E D …… 13、55、56、59  
P M<sub>2.5</sub> (微小粒子状物質)  
…… 7、139、145、221  
P R T R …… 163、203  
R D F (ごみ固形化燃料) …… 97、98、249  
S D G s (持続可能な開発目標) …… 12、32、43

## 令和元年版 環 境 白 書

---

令和元年 12 月発行

編集・発行 福岡県環境部環境政策課

〒812-8577 福岡市博多区東公園 7-7

電 話 (092) 643-3355 (直通)

F A X (092) 643-3357

Eメール kansei@pref.fukuoka.lg.jp

環境ホームページ「ふくおか環境ひろば」

<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/hiroba1.html>

(環境白書及び環境に関する各種情報をご覧ください)

---





福岡県

福岡県行政資料	
分類記号 MA	所属コード 1900103
登録年度 01	登録番号 0002

リサイクル適性 (A)

この印刷物は、印刷用の紙へ  
リサイクルできます。